





現下ノ状勢ハ、辯護士ノ登録ヲシテマダ餘日ノ無い人ノミニ、官選辯護ヲ命ジテ居ルヤウデアリマス、此事ハ無論大シテ惡イ方針トモ考ヘラレマセヌガ、併ナガラ、辯護士ノ資格ヲ得テ登録ヲシテ、一箇月カ一箇月位ニシカナラヌ、若クハ一年カ二年ニシカナラヌト云フヤウナ人ハ、知識ノ點ニ於ハ彼是論議スル必要ナシトシテモ、経験ノ點ニ於テハ、斯ク申シテハ甚ダ失禮ニアリマスケレドモ、他ノ先輩ノ辯護士ニ比較シテ、一段ノ遜色ガアルト云フコトハ、争フコトノ出来又事實デ、是ガ爲ニ司法官ノ如キハ一年半ト云フ實習ノ期間ガアル、サウシテ先進ノ検事裁判官ガ之ヲ法律上實務上ノ指導ヲシテカラ、裁判官ニ任用スルノデアル、裁判官ト辯護士トハ、多少左異ガアリマスケレドモ、同ジク司法機關ノートシテ、刑事訴訟ノ運用ノ衝ニ當ルト云フ點カラ見レバ、殆ド同様デアル、殊ニ人權擁護ノ點カラ見レバ、裁判官、檢事ヨリモ一層ノ努力ト誠意ヲ要スル、非常ニ貴重ナル任メアルモノデアルト云フコトモ、争ノナイコトデ、兎ニ角重大ナル犯罪ニ付デハ、或ハ無期刑ノ者モアリ、死刑ノ宣告ヲ受ケル者モアル、斯様ナ重大ナル事件ニ關シテ、唯刑事訴訟法ノ要求スル辯護士サヘアレバ宜シト云フコトデ、登録シタヤウナ次第エ登録スル間モナク辯護人ノ義務ヲ命令スル、斯様ニナッテ居リマス時ニ、或ハ先輩ノ辯護士ニ對シテ命令シテモ、差支ヘル場合ニハ、其方面ノ辯護士ニ命令ヲ變更スルコトガ實際ノ慣例ニナッテ居リマス、結局四十三條ニ於テ、人權ヲ擁護スル意味ヲ徹底スル爲ニ、官選辯護ノ制ヲ設ケラレテモ、只今ノヤウナ運用ノ方法デハ、結局四十三條ノ規定ハ餘リ效力ノ無イコトニ歸着スルノデアリマス其理窟ハ、同ジク司法官試補ノ中ヨリ選任スルト云フ制度ガアッテ、是モ同じ理由ノ非難ヲ受ケルコトニナッテ居リマス、是ハ東京地方裁判所ノ如キ、大阪ノ如キ、多數辯護士ノ在任シテ居ル裁判所ニ於テハ、全ク司法官試補ヲ任命スルヤウナ必需要ハアリマスマイガ、地方ノ辯護士ノ少イ所ニハ、此規定何トカ御決定ニナル必要ハナイカト思フ、私ハ必ずシモ後進辯護士ノ官選辯護ヲ廢スト云フノデハアリマセヌ、登録日尙淺シト雖モ、從來司法官トシテ経験ノアル御方モアリマス、又一時登録ヲ消シテ置テ、新タニ登録サレル方モアリマスカラ、必シモ登録ノ新ラシイト云フコトヲ以テ非難攻

○林政府委員　官選辯護ノ選任方法ニ付テノ御意見デアリ  
マスガ、今日裁判所ノ實際ニ於テ、官選辯護ノ選任ハ、名簿  
ノ順序ニ依テヤッテ居リマス、新ラシイ、辯護人ノミヲ選任  
スルト云フ事實デハアリマセヌ、是ハ責任ヲ以テ申上ゲテ  
宜シイ、帳簿ノ順序ニヤッテ居リマス、唯大家デ非常ニ忙ガ  
シトイ云フヤウナ人ガ選任サレタ場合ニハ、其所ニ居ル出  
張辯護士ヲ代理トスルト云フヤウナコトハアリマスガ、裁  
判所ノ方デ新ラシイ人ノミ選任シテ、老練ナ人ヲ選任シナ  
シニテ、老練ナ人ヲ選バヌト云フコトハ無論アルマイト思ヒ  
マス、苟モ辯護士タル資格ヲ得テ居ル以上ハ、兎ニ角法律ノ  
上カラ見レバ、同ジヤウニ見テ居ルノデアリマスカラ、假令  
成リ立ノ人ダカラト云テモ、官選辯護ニイカヌト云フノハ  
ドウカト思ヒマス、サウ云フ人ヲ被告人ガ任意ニ選任シタ  
場合ハ、ソレテ十分デアリマスカラ、官選ノ場合モ同様デナ  
ケレバナラヌト思ヒマス、根本ノ問題トシテハ、單ニ辯護士  
タル資格ヲ得タト云フノデ、如何ナル階級ノ裁判所ニ於テ  
モ、又如何ナル事件ニ付テモ、辯護人トシテ宜イカト云フコ  
トハ問題ト思ヒマス、併シ單ニ官選辯護ダケノ問題トスレ  
バ苟モ辯護士タル資格ガアレバ、老練ナ人ニ限ルト云フノ  
モ少シ窮屈過ギルト思ヒマス

○横山(勝)委員　大體諒承シマシタガ、司法官試補ノ中ヨ  
リ之ヲ選任スルト云フコトハ、是ハ本案ノ獨創ト思ヒマヌ、  
是モ事實必要上生ジタモノト思ヒマスガ、併ナガラ辯護人  
ガ法廷ニ立チテ、檢事裁判官ト對等ノ地位ニ立チテ、サウシ  
テ被告ノ権利ヲ擁護スルト云フ場合ニ於テ、是ハ他ノ機會ニ  
於テ言明シタコトモアリ、又來ルベキ機會ニ於テ意見ヲ述  
べルコトモアラウト思ヒマスガ、兎ニ角辯護士ノ地位ト云  
フモノヲ保障シ、辯論ノ自由ナル地位ヲ確保スルニ非ンバ  
其任務ヲ全ウスルコトノ出來ヌノハ、申スマデモナイコト  
ト思ヒマス、ソレガ普通ノ辯護士デアレバ、裁判所ノ職員デ  
ハアリマセヌカラ、其邊ヲ憂慮スル必要ハアリマセヌガ、司  
法官試補ハ、兎ニ角上官ノ命令ニ從フ官吏デアル、監督シテ  
居ル檢事ノ命令ニ從ハナケレバナラヌ、裁判官ノ命令ハ聞  
ク必要ハナイヤウデスガ、併シ是モ同一ノ裁判所ニ奉職シ  
テ、毎日其裁判官ノ指導ヲ受ケテ居ル、サウ云フ密接ノ關係  
アル人デアル、其人ガ特殊ノ事件ニ付テ特定ノ場合ニ裁判所  
所ノ命令ニ依テ辯護士席ニ着イテ、果シテ人權擁護ノ職ニ

全ウスルコトガ出來ルカトウカ、寧ロ出來ヌト言ハナケレ  
バナラヌ、左方ニハ上官威儀嚴忍シテ法廷ヲ睥睨シテ  
居ル、正面ヲ見レバ自分方平素指導ヲ受ケテ居ル裁判官ガ  
嚴然タル態度ヲ訊問フシテ居ル、突然下ニ降リテ、何等方針  
ナク此刑事事件ノ辯護ノ衝ニ當リ、長ク論ズレバ上官ノ意  
ニ反スル處アリ、猛烈ニ被告人擁護スレバ裁判官ノ感情ヲ  
害スル處ガアル、斯ノ如キ心中ノ煩悶ヲ生ズルハ人情ノ常  
デアル、斯ノ如キ辯護人ヲシテ、最モ嚴格ナル態度ヲ取ラシ  
ムルト云フコトハ、事實ニ於テ出來ヌコト思ヒマス、而シ  
テ被告人ノ人格ヲ擁護スルト云フコトハ、理窟ニ合ハヌ話  
デ、寧ロ弊害ガアリハセヌカト思ヒマス、司法官試補ハ、裁  
判所部内ニ於テ、此事件ハ斯ウ云フ事件デアル、檢事ハドウシ  
云フ感想ヲ持テ居ルト云フヤウニ、裁判所内部ノ事ヲスッカ  
リ知ツテ居ル者ガ下ニ降リテ辯護人ニナル、辯護人トナッテ  
職責ヲ盡ス能ハザルノミナラズ、却テ弊害ガ生ジテ來ル、サ  
ウスルト、サウ云フ辯護人ニ依テ辯護ヲ受ケテ引下ガル被  
告人ハ、八百長のノ裁判、八百長的ノ辯護ヲ厭ヤ＼＼ナガラ  
承認シテ監獄ニ投ゼラレルト云フ結果ヲ生ズル、サウスル  
ト官選辯護人ノ制度ヲ設ケタ精神ヲ失ヒ、裁判ノ威信ハ全  
ク失墜スルアルカラ、司法官試補中ヨリ、裁判長之ヲ命ズ  
ルト云フコトハ一方デハ甚ダ其當ヲ得タル立法デアルカノ  
如クニシテ、能ク其事情ヲ考ヘマスト、今申シタヤウナ弊害  
ガアリハセヌカト考ヘルノデアリマス、此點ニ付テ更ニ御  
答ヲ要求致シマス

リマス、司法官試補ハ検事ノ命令ニ服スルト云フ御話モア  
リマシクガ、ソレハ検事代理ヲシテ居ル者ハサウデアリマ  
スケレドモ、一般ノ者ハサウ云フ關係ハナイ、兎ニ角辯護人  
タル地位ヲ與ヘラレテ、被告人ヲ擁護スル地位ニ立ッタ以  
上ハ、無論其方面カラシテ努力スルト云フコトハ、當然デア  
ガ行フト云フノデ、判事ト云ヒ、檢事ト云ヒ、辯護人ト云ヒ、  
結局同ジヤウナ目的テ効キヲスルノデアリマスカラ、司法  
官試補ニ辯護人ノ職務ヲ執ラセルト云フコトガ、土臺カラ  
惡イト云フコトニハナルマイト思フノデアリマス、サウ云  
次第第四十三條ハ是非此儘ニ致シタイト考へテ居リマス  
○横山(勝)委員 サウシマスト、今ノ御答辯ノ趣旨カラ申  
シマスルト、司法官試補ノ検事代理ヲ命ゼラレテ居ル場合  
ハ、含マスト云フ意味デアリマス  
○林政府委員 法文ノ解釋トシテハ、含マストハ言イマスマ  
イ、檢事代理ヲシテ居ッテモ、司法官試補タル資格ガ消エ  
ル譯デハナイ、併ナガラ實際カラ中セバ、檢事代理ヲシテ居  
ル司法官試補ヲ辯護人ニ選任スルコトハアルマイト思フ、  
其處ハ運用ニ於テ宜シクヤルベキモノト考へマス  
○横山(勝)委員 サウシマスト豫備判事、豫備檢事、斯ウ云  
フ人々ハ既ニ司法官試補ノ實習ヲ終ッテ、豫備判事トナリ、  
豫備檢事トナッテ居ル人デアリマス、司法官試補ヲ辯護人ニ  
スル必要ガアリ、又其利益ガアルナラバ、現ニ職務ヲ持ッテ  
居ラナイ、左様ナ人々ニモ辯護ヲナサシムル制度ヲ作ツ方  
が便利デハアリスママイカ、ドウ云フ工合カラ其邊ヲ御極  
メニナッテ居ルノデアルカ、ソレヲ伺ヒタイ  
○林政府委員ソレモ、一つノ御考デアラウト考へマスガ、豫  
備判事、豫備檢事ハ、只ブラン(遊)ニ居ル譯デハナイノデ  
任スルト云フコトハ、先刻詳シク申上ゲタ如ク、私ハ斯ノ如  
キ制度ハ決シテ人民ヲシテ裁判ノ公明正大ナルコトヲ信賴  
上適當デアリマセヌ、又必要ガナカラウト考へマス  
○横山(勝)委員 サウシマスト、司法官試補ヲ辯護人ニ選  
任スルト云フコトハ、先刻詳シク申上ゲタ如ク、私ハ斯ノ如  
キ制度ハ決シテ人民ヲシテ裁判ノ公明正大ナルコトヲ信賴  
セシム所ノ途デハナイト思ヒマスガ、其私ノ意見ノ結果  
ハ、又他ノ機會ニ於テ述ブルコト、致シマスガ、此四十三  
條ノ運用ニ關シテ、希望ヲ一ツ述べテ置キタイ、官選辯護ヲ  
命ゼラク際ニ厖大ナル幾千枚ノ記録ガアル場合、此事項ニ  
關スル政府當局ノ意思ハ、先刻ノ御答辯デ能ク諒解シテ居  
リマスガ、先づ私ノ希望トシテハ、決シテ報酬ヲ貰ヒタノイ  
ノ、優遇ヲシテ貰ヒタノト云フ希望ハアリマセヌ、併ナガ

ラ裁判所ガ其記錄ノ體本ヲ辯護士ニ交付スルトカ、又辯護  
士ガ自分ノ自費ヲ以テ之ヲ體寫シタ場合ニ於テハ、其實費  
ヲ供給スルトカ何トカ、辯護士ガ官選辯護ヲ盡ス上ニ於テ、  
司法院ノ一ツデ、裁判所長又ハ檢事ト離レバノモノ  
デハナイ、其一ツノ重要ナル機關ノ行フ職務ヲ司法官試補  
ガ行フト云フノデ、判事ト云ヒ、檢事ト云ヒ、辯護人ト云ヒ、  
結局同ジヤウナ目的テ効キヲスルノデアリマスカラ、司法  
官試補ニ辯護人ノ職務ヲ執ラセルト云フコトガ、土臺カラ  
惡イト云フコトニハナルマイト思フノデアリマス、サウ云  
次第第四十三條ハ是非此儘ニ致シタイト考へテ居リマス  
○横山(勝)委員 サウシマスト、今ノ御答辯ノ趣旨カラ申  
シマスルト、司法官試補ノ検事代理ヲ命ゼラレテ居ル場合  
ハ、含マスト云フ意味デアリマス  
○林政府委員 法文ノ解釋トシテハ、含マストハ言イマスマ  
イ、檢事代理ヲシテ居ッテモ、司法官試補タル資格ガ消エ  
ル譯デハナイ、併ナガラ實際カラ中セバ、檢事代理ヲシテ居  
ル司法官試補ヲ辯護人ニ選任スルコトハアルマイト思フ、  
其處ハ運用ニ於テ宜シクヤルベキモノト考へマス  
○横山(勝)委員 サウシマスト豫備判事、豫備檢事、斯ウ云  
フ人々ハ既ニ司法官試補ノ實習ヲ終ッテ、豫備判事トナリ、  
豫備檢事トナッテ居ル人デアリマス、司法官試補ヲ辯護人ニ  
スル必要ガアリ、又其利益ガアルナラバ、現ニ職務ヲ持ッテ  
居ラナイ、左様ナ人々ニモ辯護ヲナサシムル制度ヲ作ツ方  
が便利デハアリスママイカ、ドウ云フ工合カラ其邊ヲ御極  
メニナッテ居ルノデアルカ、ソレヲ伺ヒタイ  
○林政府委員ソレモ、一つノ御考デアラウト考へマスガ、豫  
備判事、豫備檢事ハ、只ブラン(遊)ニ居ル譯デハナイノデ  
任スルト云フコトハ、先刻詳シク申上ゲタ如ク、私ハ斯ノ如  
キ制度ハ決シテ人民ヲシテ裁判ノ公明正大ナルコトヲ信賴  
セシム所ノ途デハナイト思ヒマスガ、其私ノ意見ノ結果  
ハ、又他ノ機會ニ於テ述ブルコト、致シマスガ、此四十三  
條ノ運用ニ關シテ、希望ヲ一ツ述べテ置キタイ、官選辯護ヲ  
命ゼラク際ニ厖大ナル幾千枚ノ記録ガアル場合、此事項ニ  
關スル政府當局ノ意思ハ、先刻ノ御答辯デ能ク諒解シテ居  
リマスガ、先づ私ノ希望トシテハ、決シテ報酬ヲ貰ヒタノイ  
ノ、優遇ヲシテ貰ヒタノト云フ希望ハアリマセヌ、併ナガ

士ガ自分ノ自費ヲ以テ之ヲ體寫シタ場合ニ於テハ、其實費  
ヲ供給スルトカ何トカ、辯護士ガ官選辯護ヲ盡ス上ニ於テ、  
考慮シナケレバ、ナラズ點デアラウト考へマス、併ナガラ三  
十枚カ五十枚デアツテ、僅ナモノニ付テ、悉ク辯護人カラ實費  
ヲ要求スル人ハアリマスマイガ、又本人ノ希望スル所デモ  
ゴザイマスマイガ、兎ニ角吾々從來ノ經驗ニ依レバ、強盜  
數犯外ニ殺人ノ罪ヲ犯シテ記錄ガ數千枚アルト云フヤウ  
ナモノヲ、辯護士ニ對シテ一片ノ辭令ヲ以テ辯護ヲ命ズル  
ト云フコトヲ決定セラレテ、サウシテ之ニ對スル實費ヲ絶  
對ニ支拂フ途方ナイト云フコトハ、今日ノ時勢ニ辯護士ガ  
殖エテ、生活難ニ陥テ居ル人ノ地位ヲ安固ナラシメル所以  
デナイト考へマス、多クノ場合ニ於テ必要アリマスコトガ、  
特殊ノ場合ニ於テハ相當ナ途ヲ講ズル必要ガアルト云フ  
コトハ、吾々日ニ經驗シテ居ル例デアリマス、之ヲ御考慮ノ  
中ニ入レテ置カレマシテ、本案ノ運用ニ關シテ、本案通過ノ  
際ニ、何トカ方法ヲ講セラレントラ希望致シマス  
○宮古委員 横山君ヨリ質問セラレマシタル司法官試補ヲ  
辯護士ニ選定シテ宜シイカ否ヤト云フ問題デアリマス、是  
ハ私モ矢張横山君ト同ジ考ラ有ッテ居ルノデアツテ、ドウモ  
辯護士ニ選定シテ宜シイカ否ヤト云フ問題デアリマス、是  
ハ私モ矢張横山君ト同ジ考ラ有ッテ居ルノデアツテ、ドウモ  
トモアリマセウ、又裁判官ノ意ニ満タスコトモ言ハナケレ  
モ餘程多クハナイカト思ヒマス、詰リ司法官試補ハ矢張裁  
判ノ一員デアツテ、其人ガ降ランテ辯護人ノ席ニ着イテ、種々議  
論ヲスル、且議論ヲスルニ付テハ、或ハ檢事ノ意ニ逆テ、コ  
トモアリマセウ、又裁判官ノ意ニ満タスコトモ言ハナケレ  
バナラ又場合モアリマセウシ、色々ナ事情ガゴザイマセウ  
ノニ、辯護人ヲ罷メテ、直グニ裁判所ノ一員トナッテ、何カノ  
仕事ヲスルト云フヤウナコトニナル者ガアリマスカラ、ド  
ウモ思切ッタコトヲ言フト云フコトハ、餘程困難デアラウト  
思フ、思切ッタコトヲ言ウテ辯護ガ出來ナイト云フコトデア  
リマシクナラバ、是ハ被告人ノ爲ニナラスト謂ハンケレバ  
ナラズ、辯護人トナッテ辯護スル以上ハ、左顧右盼スルヤウ  
ナ事ハ一切ナク、如何ニ檢事ノ意ニ逆ハウガ、裁判所ノ意ニ  
思フ、思切ッタコトヲ言ウテ辯護ガ出來ナイト云フコトデア  
リマシクナラバ、是ハ被告人ノ爲ニナラスト謂ハンケレバ  
ナラズ、辯護人トナッテ辯護スル以上ハ、左顧右盼スルヤウ  
ナ事ハ一切ナク、如何ニ檢事ノ意ニ逆ハウガ、裁判所ノ意ニ  
思フ、理窟カラ言フタナラバ、辯護人トナッタノデアルカラ、  
何事モ出來ナケレバナラヌノデアラウガ、世ノ中ノ事ハ色々  
々情質モアリマスノデ、理窟通リニハ往カヌ、故ニ是ハ利益  
モアラウガ、弊害モ多イカラ、宜クナイト思フノデアリマス、  
而シテ此度ノ法案デハ、辯護人ヲ選定スル場合ガ、現行法  
官試補タル人ニヤレト云フ事ハ、餘程無理デハナイカト  
思フ、理窟カラ言フタナラバ、辯護人トナッタノデアルカラ、  
事デアリマスカラ、職務上思切ッタ事ヲ言フタノラ、不都合ダ  
ト云フ事ハナイト思ヒマス、議員諸君ナドニ於テモ、會議ニ  
於テ隨分思切ッタコトヲ仰シヤル事ガ多イト思フ、政府委員  
ナドモ失禮ナ事ヲ申スコトガアルト思ヒマスガ、ソレガ爲  
ニ感情ヲ害スルト云フコトハナカラウト思フ、辯護人トシ  
テ大ニ論ズル、或ハ適當ナル證據申請ヲスルト云フ場合ニ、  
檢事ニ反對スル仕事デアルカラ不都合ダト云フヤウナ事ノ  
生ズルコトハ、私ハナイト思フ、其點ハ御心配ハアルマイト  
考へマス

○横山(金)委員 私ハ今ノ四十三條ノ二項「利害相反セサ  
ルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲シムルコト  
ヲ得」此反對ニ、一ツノ事件ニ付テ被告人一人ニ付テ辯護人  
ヲ供給スルトカ何トカ、辯護士ガアルト云フコトヲシテ  
ノ大ニ論ズル、或ハ適當ナル證據申請ヲスルト云フ場合ニ、  
檢事ニ反對スル仕事デアルカラ不都合ダト云フヤウナ事ノ  
ナドモ失禮ナ事ヲ申スコトガアルト思ヒマスガ、ソレガ爲  
ニ感情ヲ害スルト云フコトハナカラウト思フ、辯護人トシ  
テ大ニ論ズル、或ハ適當ナル證據申請ヲスルト云フ場合ニ、  
檢事ニ反對スル仕事デアルカラ不都合ダト云フヤウナ事ノ  
生ズルコトハ、私ハナイト思フ、其點ハ御心配ハアルマイト  
考へマス

此意見ハ各地ノ辯護士會カラモ上申シタモノモアルヤウデ  
ゴザイマスガ、是ハ法廷ノ整理事件ノ進捗ヲ圖ルト云フ上  
ニ於テ、必要ハ御認メニナラヌノデゴザイマセウカ、辯護權  
尊重ノ意味ニ於テ、斯ノ如キ規定ハ置カナイ方ガ宜イト云  
フ越旨ヨリ、本案ニハ御載セニチナカッタト思フノデ  
アリマスガ、サウ致シマスルト、條文ハ先ニナツテ居リマス  
ケレドモ、三百五十一條ニハ「辯護人數人アル場合ニ於テ被  
告人ノ爲ニスル意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ爲スコトヲ得  
ス」トアリマス、是ハ法廷ニ於テ裁判官ガ、法廷整理、事件ノ  
進捗ヲ圖ル上ニ於テ、御差止メニナリマスガ、隨分辯護人ノ  
辯論ノ氣勢ヲ殺グコト甚ダシキモノガアルノデアリマス、  
例ヘテ見マヌレバ、唯單ニ重複シマストカ、簡單ニ、若クハ  
餘リ長イヤウナラバ、休憩ヲシテ後ニヤリマセウト云フ言葉  
ダケデモ、隨分辯論ノ衝ニ當ッテ居リマス辯護人ノ辯論  
ノ勢ヲ殺グコトニ非常ナ力ヲ有ツテ居ルノデアリマス能  
ク講談師ナドガ申シマスガ、藝人ヲ殺スニハ刃物ハ要ラヌ、  
欠伸三ツデ野垂死、此意味ガ極メテ痛切ニ露骨ニ深刻ニ發  
揮サレルノデス、重複スルト云フコト、互ニ意見ガ違フノデ  
アリマシテ、右カラ山ニ登ル人モアリ、左カラ山ニ登ル人モ  
アル、麓ヲ分ケ登ゲ、落付ク處ハ矢張同ジ高嶺ノ月ヲ眺メ  
ルコトニナルノデアリマスカラ、大分議論ノ種ガ出テ來ル  
ト思フ、私ハ重複スルト云フヨリモ、寧ロ法廷ニ於テ無用デ  
アル辯論ヲ爲ス者ガ、中ニハ譚山アリハシナイカ、例ヘテ見  
マスレバ、事件ニ關係ノナイン心理學ヲ説イタリ、哲學ヲ説イ  
タリ、所謂高遠ナル理想ヲ發揮セラレル人ガアルノデアリ  
マス、斯ウ云フ場合ニ禁止規定ガナク、單ニ重複スル場合ト  
云フ事ニナリマストドウモ、其間ニ權衡ガ取レヌヤウニ思フ  
ノデアリマスガ、數人辯護人ト云フコトニ數ヲ限定スルコ  
トヲ御削リニナック方ガ、辯護權ヲ徹底的ニ御尊重ナサル意味  
ニ於テ宜シイデハナイカト思ヒマス、此點ニ付テ御尋ヲ  
致シマス

○林政府委員 辯護人ノ數ヲ制限スベキカドウカト云フコ  
トハ、餘程問題デアリマシタデ、前ノ案ニハ數ノ制限ガアリ  
マシタノデスガ、本案ニハ之ヲ削ルコトニナリマシタ、ソコ  
デ本案ニ依リマス、辯護人ノ數ハ何十人デモ構ハス、斯ウ  
云フ結果ニナリマス、辯護人が多數アル場合ニ、全然同ジ辯  
論ヲ繰返シ、被告人ノ爲ニ何等ノ益アルニアラズ、裁判所又  
ハ檢事ノ方面ニモ、何等ノ参考トナルノデハナイ、既ニ言盡  
サレテアル、斯ウ云フヤウナ辯論ヲスルト云フコトモ往々  
ニシテ生ジテ來ルノデ、是ハドウモ辯護人ノ辯護ノ方法ト  
シテハ、甚ダ當ヲ得ナイモノト考ヘル、要スルニ被告人ノ爲  
ニ権利利益ヲ擁護スノデアリマスカラ、同ジ事ヲ重ネテ言

フ必要ハナリ、一過言ヘバ、判事ノ頭ナリ、檢事ノ頭ニチヤ  
ント判ル、併シ實際ニ於テ澤山アツタ例デハアリスマイケ  
レドモ、多勢辯護人ガアル場合ニハ、其多勢ノ人ガ公判ニ始  
終列席サレテ居ラヌ、辯論スル時ダケ法廷ニ出テ、アトハ他  
へ行ツテ用ラスルナリ或ハ遊ブナリシテ來ル、サウシテ自分  
ノ順ノ時ニ來テ辯論スル、是ハ已ムヲ得ヌト思ヒマスガ、併  
シ其辯論ガ前ノ人ノ言ウタノトマルッキリ同ジデアル、斯ウ  
云フ事ガ實際アル、サウ云フ場合ニハ、サウ云フ趣意ハ前ニ  
他ノ辯護人カラ言ッテアル、斯ウ云フ注意ヲ與レバ、ソレデ  
ハ他ノ論點ヲ論ズル、斯ウ云フヤウナ風ニ致シタイト思フ、  
是ハ英吉利アタリデハ、ソレ等ノ事ハ立派ニ行ハレテ居ル  
ト云フコトデアリマスガ、其邊ハ矢張此法案ガ實施サレル  
時ニハ、他ノ場合ト同ジヤウニ、美シイ法廷慣習ヲ作ツテ、立  
派ニヤツテ見タイト云フ考ヲ持テ居リマス

○横山(金)委員 今刑事局長ノ御答ノ如ク、ソレハ時ニ依  
リマスレバ、サボッテ居リマス者ガ出テ來テ、前ノ辯護人ノ  
辯論ノ趣意ヲ知ラズシテ、重複シタ事ヲ偶々言フコトモア  
ルデアリマセウガ、サウ云フ時ニハ矢張自ラ、法廷道徳ト云  
フモノガアルノデアリマスカラ、傍ノ人カラ注意スレバ、自  
分ノ良心ニ省ミテモ、自ラ止メルデゴザイマセウカラ、若シ  
此規定ヲ御置キニナルト云フコトニナレバ、却テ紛擾ノ種  
ヲ播イテ、裁判官ト辯護人トノ感情ノ衝突ヲ起シ、昨日頻ニ  
問答ノ繰返サレマシク忌避ノ種ヲ多クスルト云フ嫌ガア  
リマス、要スルニ辯護權ヲヨリ以上尊重スルト云フ意味ニ  
於テ辯護人ノ數ノ制限ヲ御採リコトナラカッタト同一ノ越  
旨ニ於テ重複規定ト云フモノハ、御省キニナル方ガ至當デ  
ハナイカト思ヒマス、尙一度伺ッテ置キマス

○林政府委員 被告人ノ防禦權ヲ完全ナラシムル方面カラ  
言ヒマシテ、重複シテ辯論スルト云フ事ヲ認メナケレバナ  
ラスト云フコトハナカラウト思ヒマス、只今御話ニナリマ  
シタヤウニ、辯護人ニ重複シテ辯論スル積リデハナイ、裁判  
長ノ方ハ重複デアルト云フヤウナ事デ争ガ起ルト云フヤウ  
ナ事ハ、心配スレバ心配ノ無イ事デハアリマセヌガ、ソコハ  
矢張運用ノ局ニ當ル者ガ、十分此法律ノ精神ヲ理解シテ、辯  
護人ノ方デハ重複ニ亘ルコトハ成ベク避ケル、裁判長ノ方  
デハ十分ノ注意ヲ以テ之ヲ行フ、斯ウ云フコトニシマシタ  
ナラバ、ソレハドウモ何千何万ノ中ニ、多少ノ事が起ラヌ  
トハ限リマセヌケレドモ、ソレガ爲ニ重複辯論ハ全然宜シ  
イト云フコトニスルノハ一層イクマイト考ヘマス、此規定  
ヲ置クガ爲ニ、被告人側ノ防禦、辯護人側ノ權利、此方ニ少  
シモ妨ガアルト云フコトハ言ヘマイト思フ、矢張辯護人ノ  
コトニナルノデハアルマイカト考ヘテ居リマス

○鈴木委員 一寸伺ヒマスガ、四十三條ノ第二項ハ、讀ンデ  
見マスト矢張官選辯護ニ關スル規定ノヤウニ取ラレマス  
ガ、サウデハアリマセスカ

○林政府委員 官選辯護ノ規定デアリマス

○鈴木委員 一般ノ規定ニハ、別段斯ウ云フ條項ヲ設ケル  
必要ハナイト云フ御趣意デスカ

○林政府委員 其通リデス

○鶴澤委員長 第四十四條カラ第四十七條マデ一括シテ議  
題ニ供シマス

○上畠委員 第四十四條ノ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ト云  
フノハ、訴訟手續ニ關スル裁判所ノ許可テハナクシテ、行政  
上ノ許可ノ意味デスカ

○上畠委員 第四十四條ノ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ト云  
フノハ、訴訟手續ニ關スル裁判所ノ許可テハナクシテ、行政  
ガ、書類ノ方ハ、辯護人ハ前項ノ規定ニ依ツテ略寫スル權利  
ガアル、併シ證據物ノ方ハ、色々古イ物ガアッタリ、取扱フ丁  
寧ニシマセヌト消エテシマフト云フヤウナ物ガアリマスカ  
ラ、取扱フ鄭重ニスル意味デ、裁判長ナリ豫審判事ノ許シヲ  
受ケル、是ダケノ意味デアリマス

○上畠委員 所ガ是モ後ニ至テ疑問ヲ生ズルカモ分リマ  
セスカラ、其點ヲ明ニシテ置キタイト思フ、ソレダケノ趣意  
デアリマスガ、若シ是ガ刑事訴訟法上ノ訴訟行爲ニ對スル  
裁判デアルトスレバ、辯護人ノ申請ヲ却下セラレタ場合ニ  
ハ、即時抗告デモ出來ネバナラヌ筈デアル、又此法文ニ於テ  
モ、多分出來ルコトニナルグラウト思フ、是ガ單純ナル司法  
行政上ノ許可ニ止ルトスレバ、訴訟上ノ手續ニ依ツテ、不當  
ナル命令ヲ矯正スルコトガ出來ナイコトニナル、ソコハ政  
府委員ノ御考ハドウ云フ御考デアリマスカ、不當ナル許可  
ハ、刑事訴訟法ノ定メタ上訴其他ノ方法ニ依ツテ、矯正スル  
コトガ出來ルヤウナ趣意デアリマスカ、或ハ單純ナル行政  
上ノ處分デアッテ、此法律ニ依ツテ矯正ノ途ガ無イト云フコ  
トニナリマスカ

○林政府委員 其點ハ實ハ輕ク見テ居リマスノデ、實驗上  
妨ガナインニ、許可ヲ與ヘナイト云フヤウナコトハ、マルデ  
豫想シナインデスカラ……

○上畠委員 若シ許可ヲ與ヘナカッタ場合ハ、ドウシマスカ  
ガアレバ、是ハドウモ職務ヲ相當ニ行ハヌ者デアリマスカ  
ラ、職務上ノ制裁ハ免レナイ、無論裁判長ナリ豫審判事ハ、  
法律ノ精神ヲ能ク採ツテソレニ則テ職務ヲ執ラナケレバナ  
リマセヌカラ、職務上懲戒其他ノ責任ヲ免レヌコトニナリ  
マス

○上畠委員 サウスルト、若シ許可セラレナカッタ場合ニ  
ハ、單ニ職務上ノ監督權ニ依頼スル外ハ、之ヲ矯正スルノ途

ガナイト云フ御者デスカ

○林政府委員 サウ云フコトニナッテ居リマス

○鈴木委員 四十四條ノ第三項ノ證據物ノ贋寫デアリマガ、贋寫ト云フ文字ノ中ニハ、寫眞ヲ含ミマスカ、例ヘバ證

據物ハ、場合ニ依テ筆記スルニハ非常ニ手間ガ取レテ、寫眞ニ寫シタ方ガ早イヤウナコトモアル

○林政府委員 寫眞ニ撮ルコトモ一ツノ贋寫ノ方法デアルト考ヘマス

○鶴澤委員長 他ニアリマセヌカ——第五章裁判デアリマスガ、食事ニ致シマスカ、モウ一寸ヤリマスカ

「食事ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 二十三二二十四日ハ委員會ガ休ニナリマス、ソコデ二十三日、二十四日ノ二日休ミマスト、餘程進行ガ妨

ゲラレル譯ニナリマス、明日ハ午後休ニナッテ居リマス、ソレデ成ベク一ツ御進行ヲ圖ルヤウナ趣旨ニ於テ御願致シタ

イト思フ、午後ハ一時半カラ始メマス、休憩致シマス

午後零時二分休憩

午後二時十分開議

○鶴澤委員長 今度ハ第五章裁判、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條ヲ議題ニ供

シマス

○宮古委員 第四十九條ノ第二項ニ付テ一寸御尋ネ致シマス「上訴ヲ許ササル決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得」ト云フコトニ書イテアリマスガ、上訴ヲ許サマル決定

トカ命令トカト云フヤウナモノナラバ、尙更ラドウ云フ理山デ以テ決定ヨナタノカト云フコトヲ知ル必要ガアリマ

スト思ヒマスガ、隨分是ハ一々理由ヲ附スルト云フコトハ、殆ド煩ニ堪ヘナイト云フ理由カラ出テ居ルノカモ知レマセヌケレドモ、矢張理由ハ書ク方ガ宜クハナイカト思フノデアリマスガ、ドウ云フ趣意デ斯様ナ規定ヲ設ケマシタノデアルカ、御説明ヲ願ヒタイ

○秋山政府委員 御問ノ中ニ含ンデ居ル趣意ニ過ギナイト

思ヒマス、要スルニ上訴ヲ許サヌ決定命令ト云フコトハ、極

ク輕ク見テ居ル、裁判上最モ輕ク見テ居ルモノデアリマス、重要ナル裁判ニ、上訴ヲ許サルト云フヤウナコトハ、殆ド無イノデアリマス、而シテ其場合ガ非常ニ多イノデアリマス、之ニ一々理由ヲ附スルト云フコトハ、煩ニモ堪ヘマセヌシ、此裁判ガ重要ナ點デナイト云フ點カラ見マシテ、是ガ爲ニ弊害ヲ生ズルト云フ處ガ無イト云フ見地カラ、斯様ニ致シタノデアリマス

○宮古委員 理由ヲ附セナクテモ宜イト云フコトニナルト、ドウモ自然此條文ヲ濫用スルヤウナ傾ガアリハシナイ

カ、理由ヲ附セナクテモ宜イノデアルカラ、ドウ云フ決定ヲシテ見タ所ガ、非難ノシヤウモナイ譯デアルカラ、却下セヌノモ宜イモノデモ却下スルト云フヤウナコトガ出テ來ルヤウナ處ガアリハシナイカ、如何ニモ其點ガ氣遣ハレルト思ヒマスガ、ドウモ矢張無クテモイケマセヌガ、之ヲ削除スルコトハ大變ナ差支ガ起ルノデアリマスカ

○秋山政府委員 同ジ事ヲ繰返シテ申スヤウニナリマスガ、理由ヲ附セルコトヲ得ト云フノハ、理由ヲ附スルヲ相當ト認メル場合ハ、矢張理由ヲ附スル、例ヘバ證人ノ喚問申請ニ對シテ、之ヲ却下スルト云フ決定ハ、之ニ一々理由ヲ附スルト云フコトヲ要求シテ居ラナイ、現行法ノ下ニ於テモ、理由ヲ附シテ却下シテ居ル取扱振ヲ場合ニ依テ致シテ居ル、必ズ理由ヲ附サナケレバナラスト云フコトニナルト、手續デ極ク少サナ事柄ナゾハ、是ハ全ク煩ニ堪ヘナイコトヲ考ヘテ居リマス、現行法ノ解釋トシマシテモ、別ニ原案ト變ツテ居ラヌノデアリマス、此點ニハ左程實際上ニ弊害ヲ生ジテ居ラナカッタ點デアリマス、原案ノ如クデ宜カラウト思ヒマス

○鶴澤委員長 第六十條

○鶴澤委員長 アリマセヌカ、第六章書類、第五十四條、第五十五條、是ハ問題ハアリマセヌカ、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條ハアリマセヌカ

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十條

○鶴澤委員 第六十條ニ付テ同ヒマスガ、第五ニ「被告事件ノ陳述及公判開廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其要旨」斯

ウ云フコトハ、公判調書ノ中ニ書カネバナラヌト云フ、是ハ本案六十四條ニモ「訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得」ト云フコトニナッテ居マシテ、公判調書ニ書イテナイ事ハ證明ノシヤウモナイゾレ故必要ナ事柄ハ

總テ公判調査ニ書イテ置カナケレバナラヌ筋合ノモノデアルコトハ、論ガアリマセヌガ、第五ニ依ルト、被告事件ノ陳述ダケハ書クモ、争點ヲ明カニスルト云フコトハ認メテ居ラヌ、是ハ上告ノ場合ニ於テ、判決ノ理由ガ非常ニ必要ニナ

ルノデスガ、其理由トシテハ三百六十二條ニ規定ガアッテ

「法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ原由又ハ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ是ニ對スル判断ヲ示

スヘシト云フコトガ書イテアリマスガ、法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ原由ト云フコトニ付テモ、争點ヲ明カニスルト

云フコトガ必要デナイカト思ヒマス、加之吾々ノ常ニ考ヘテ居リマスル所デハ、今迄ノヤウナ判決ノ書方デハ、一面ド

ウ云フ事ガ争點ニナッテ居ルカ、一向ニ分ラナイ、階分重要

ナル抗辯ヲ被告人若クハ辯護人カラシマシテモ、其事柄ハ

ニ調査ノ上ニ記載スルコトハ、御異存ハナインデスナ

○宮古委員 重ネテ同ヒマスガ、政府ニ於テハ争點ヲ明カ

ラシテ、隨テ上告ノ理由ニシヤウモナイヤウナ譯デアリマス、ドウモ此爭點ハドウシテモ明カニシテ置カナケレバ行カナイモノデアラウト思ヒマスガ、ソレヲ明カニスルニ付テハ、只今ノ條文ノ中ニ其事柄ヲ明カニスルヨリ途ガナイ

ヒマスガ、此被告事件ノ陳述ト云フ所ニ、矢張争點ト云コトモ加ヘタ方が宜クハナカラウカト思ヒマスガ、之ニ

對シテ政府ノ御意見ハ如何デゴザイマスカ

○秋山政府委員 第五ハ原告官タル検事ノ方ノ主張デアリマシテ、辯護人或ハ被告人等ノ辯論ハ、第六號ノ中ニ含マレルノデアリマス、六號ニ於テ辯論ノ要旨ヲ掲ゲロト云フコトニナッテ居リマス、殊ニ御説ノ通リ二百六十二條ニハ、今迄ト違ヒマシテ、法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由、又ハ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張、是等ノ主張ニ付テ、判決ヲ致サナケレバナラヌコトニナッテ居リマス、從テ是ノ主張ガアッタ云フコトハ、當然辯論ノ要旨トシテ掲ゲベキ事柄ニナルノデアリマス、是テ御注意ノ點ガ脱ケテ居ルノデハナイ積リデアリマス

○宮古委員 第五ノ方ハ、檢事側ノ方ダケヲ記載スルト云フナラバ、第六ノ辯論ノ要旨ト云フ所ニ、矢張争點ヲ加ヘルト云フコトガ至當カモ知レマセヌ、兎ニ角争點ノ明カニナ、テ居ルヤウニ致ス必要ハ、政府ニ於テモ御認メニナッテ居ルヤウデアリマスガ、サウスルト辯論ノ要旨ト云フコトダケ

デハ、如何ニモ漠トシテ居ルヤウニ思フ、書記ガ記載フシマスル際ニ、唯辯論ノ要旨ト云フダケガアリマスルトナレバ、如何ニモ制限的ノモノデアリマセヌカラシテ、争點トナッテ居ルヤウナ肝要ナ所デモ、矢張之ヲ脱スルヤウナコトガアラウト思ヒマス、ソレ故ニ兎ニ角此争點ト云フモノハ明カニナルヤウニ、調書ノ上ニ書クコトガ最モ必要デアラウト思ヒマスガ、政府ノ御方ハ如何デセウカ

○秋山政府委員 此辯論ト云フコトガ、通俗ノ意味ニ解サレマスルト、ドウカト思ヒマスルガ、訴訟上ノ正確ナ意義ニ此辯論ト云フ言葉ガ用牛ラレマスル以上ハ、當然此辯論ノ中ニ三百六十二條ノ二項ニ必要トシテ居ルコトハ、當然ニ辯論中ニ含ムト思フノデアリマス、共中ノ要旨ト云フコトハ、必シモ此三百六十二條ガ要求シテ居ルヤウナモノ、ミニ止マルベキモノデハナイト思ヒマスガ、是ガ脱スルト云フヤウナコトハ、辯論ノ要旨ト云フ言葉ニ決シテ生ジテ來ナイト信ズルノデアリマス

○宮古委員 重ネテ同ヒマスガ、政府ニ於テハ争點ヲ明カ

ニ調査ノ上ニ記載スルコトハ、御異存ハナインデスナ

○秋山政府委員 サウデアリマス

○鶴澤委員長 第六十條アリマセヌカ——第六十一條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十二條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十三條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十四條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十五條、速記ノ問題デス——第六十六條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十七條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第六十八條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第七十條

「ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 第七十一條——一寸第七十一條ニ付テ承、

テ置キタインデアリマスガ、此契印ヲ——書類ノ每葉ニ契

印ト云フコトヲ脱シタ場合ハ、書類ハ無效ニナルノデスカ、

ナラナイノデスカ

○秋山政府委員 書類ハソレニ依テ無效ニナルモノト考

ヘマス、結局書類ノ連續ガナイト同一ニ考へマス

○宮古委員 今ノ點デスガ、現行刑事訴訟法ニハ、明ガニ無

效ニナルト云フコトガ書イテアリマスカラ、能ク分リマス

ガ、此法文デハ唯「書類ニハ毎葉契印スヘシ」と云フダケデ、

果シテ訓示的ノ條文デアルカ何カガ、甚ダ不明ノヤウニ見

エマスガ、是デ契印ノ無イ書類ハ無効ナリト認ムルニ足リ

マスカ、訓示的ノモノデナイト云フコトヲ明カニスル爲ニ

別ナ文句ヲ附加ヘルト云フナウナ必要ハアリマセヌカ、政

府ノ御意見ハ如何デス

○鶴澤委員長 理由書ニハ何グカハッキリ無效デアルカナ

イカ一寸分ラナイヤウデアリマス、七十條ハ……

○清瀬委員 是ハ四百十二條ヲ見マスト、其第三十一號ニ

此案ハ、判決書ダケハ契印ヲ要件トシテ、契印ガ無ケレバ無

效デアツテ、他ノ書類ハ、無クテモ宜イト云フ御趣意デ作ラ

レタヤウニ私共ハ今迄見テ居ソタノデアリマスガ、判決ニ契

印ガ無イ場合ニハ、上告ノ理由ニナル——二十一號——末

號デス

ケレバ、書類連續が認メラレナイト云フ解釋ノ結果トシテ、書類ガ效力ガ無クナルコトニナルノデアリマス

○鶴澤委員長 サウスルト結局是ハ事實問題ト云フコトデ

スナ

○秋山政府委員 結局サウナリマス、法律ニ無效トスルト

云フ明文ハナイガ……

○鶴澤委員長 第七十二條

私ハ今ノ七十一条ニ付テ、一寸理由書ヲ見マ

スト、是ハ單ニ契印許リデハナイ、「年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ」と云フ、コチラノ方モ一緒ノヤウニ見ラレマスガ此等ノモノヲ通ジテ

當然無効トハシナイ主義ノヤウニ見エル、現行法ニ於テハ書類ノ作成其方式ニ違背シタルトキ、之ニ無効ノ制裁ヲ付シタレトモ、本案ハ此主義ヲ採用セス、之ヲ正當ノ文書ト見ルヘキヤ否ヤハ、事實ノ問題トシテ解決スヘキモノト爲ズ

斯ウナラバドウカ、年月日ヲ缺イタト云フコトノ爲ニ、直ニ

書類ノ無効トスル必要ハナイト思ヒマス、唯併ナガラ其

證スル力ハナイ、斯様ナ意味テ事實問題ニナル、一モニモナ

ク之ヲ悉ク無効トシテシマフト云フ軍ハ、從來ノ經驗カラ

見マシテモ、頗ル不便ナ事ガアッタノデアリマス、書類ノ本質ニ付テ有效無効ヲ定メルト云フ方ガ正當デハナイカ、斯ウ

云フ意味テ現行法ト變タ案ガ立テラレタモノデアリマス

○宮古委員 只今ノ御説明ヲ伺ッテモ、マダ諒解出來ナイト

思ヒマスガ、例ヘバ署名ハアッテモ捺印ノ無イト云フコトモ

ウニ見エマスガ、矢張其通りニ政府ハ御考ヘニナッテ居ルノ

デスカ

○秋山政府委員 一項ノ方ハ、此官吏ガ作成シタ書面ニ於

テ、署名捺印ガ缺ケテ居ルト云フヤウナ場合ニハ、當然無效

ニナルト考ヘマス、成立ノ要件ヲ缺イテ居ルノデアリマス、

二項ノ契印ガ缺ケテ居ルト云フ場合ハ、其契印ガ缺ケテ居

ルト云フコトノ爲ニ、書類ノ連續ガ證セラレナイ、要スルニ

契印ナルモノハ、書類ノ連續ヲ證スルモノデアリマス、契印

ガ無イ結果ハ、書類ノ連續ガ證セラレナイ、書類ノ連續ガ證

セラレナイ爲ニ、其書類ガ離レタナッテ、果シテ成立ガ

認メラレルカドウカ尙ホソレデモ成立ガ認メラレルヤウ

ナ場合デアッタナラバ、終ヒノ方ニデモ、無クモ宜イ紙ガ着

イテ居ルト致シマスト、其紙ノ契印ガナイト云フマウナ場

合ナラバ、其終ヒノ紙トノ聯續ハナイモノト見テモ、尙ホ書

類ハ完備シテ居ルト言ハネバナラヌ、要スルニ此契印ガナ

イ爲ニ無效ニナルカドウカト云フコトハ、事實問題デアラ

ウト思ヒマス

○宮古委員 矢張其點デアリマスガ、第一項ノ方ガ當然無

效デアツテ、他ノ書類ハ、無クテモ宜イト云フ御趣意デ作ラ

レタヤウニ私共ハ今迄見テ居ソタノデアリマスガ、是モ矢張七十條ニ疑義ヲ貽ス

コトニナリハセスカト思ヒマス、殊ニ此方ニ付テマシテハ、

餘程議論ノ餘地ヲ存スルモノデアラウト思フノデアリマ

ス、契印ガナカッタ所ガ、差支ナイト云フ解釋ヲ執ル者モ出

來テ來マセウシ、ドウモ甚ダ是ハ將來ニ向テ色々ナ議論餘程議論ノ餘地ヲ存スルモノデアラウト思ヒマス、然ラバ之ヲ現

行法ノ通リニシテ置クト云フコトノ方ガ、寧ロ宜クハナイカト思ヒマス、現行法ノ通リニシテ差支ヘルコトガアリマスカ

申シタ事ガ不完全デアリマシタガ作成者ノ署名捺印ガ無イ

ト云フ場合ハ、署名捺印ガ無イ爲ニ如何ニシテ其文書ガ成立シタカ分ラナイヤウナ場合デアリマス、ソシテ其書類ガ無効ト云フコトニ解説セラルト思フ、若シモ其年月日ヲ缺イタナラバドウカ、年月日ヲ缺イタト云フコトノ爲ニ、直ニ

書類ヲ無効トスル必要ハナイト思ヒマス、唯併ナガラ其

證スル力ハナイ、斯様ナ意味テ事實問題ニナル、一モニモナ

ク之ヲ悉ク無効トシテシマフト云フ軍ハ、從來ノ經驗カラ

見マシテモ、頗ル不便ナ事ガアッタノデアリマス、書類ノ本質ニ付テ有效無効ヲ定メルト云フ方ガ正當デハナイカ、斯ウ

云フ意味テ現行法ト變タ案ガ立テラレタモノデアリマス

○宮古委員 只今ノ御説明ヲ伺ッテモ、マダ諒解出來ナイト

思ヒマスガ、例ヘバ署名ハアッテモ捺印ノ無イト云フコトモ

出来テ來マセウシ、又署名捺印ハアッテモ官署公署ノ印ガ無

カタタト云フヤウナ事モアリマセウシ、若クハ其表示ノ無

カタタト云フコトモアリマセウシ、色々ノ場合ガ出テ來ルダ

ラウト思ヒノデアリマス、現行法ガ大變ムカシク條文ヲ

設ケテ置クノハ、無意味ノモノデハナカラウト思ヒマス、詰

リ刑事ノ關係デアリマスカラ、事柄ヲ最モ鄭重ニシナケレ

バナラヌト云フ趣意カラ出テ來テ居ルノデアラウト思フ、

好イ加減ノ事デ宜イト云フコトデナインコトハ明カデアリマス、矢張刑事ノ證據トナル所ノ記録デアリマスカラ、今マデ

ノ法律ノ通リニ、嚴正ニ鄭重ニ致スヤウニシテ置イテ、少シ

モ差支ハナイト思ヒマス、事實問題ノ一々ニ付テ裁判官ガ

判断ヲセナクチヤナラヌト云フヤウナコトヨソ、中々煩雜

ノモノデアラウト思ヒマスカラシテ、矢張今マデノ通リニ

シテ置イタ方ガ宜クハナイカト思ヒマス、殊ニ今申シマシ

タ署名ガアッテ捺印ガ無カッタ云フ場合、若クハ官署公署

ノ印ガ無カッタ云フ場合ニ、必ズシモ無効トスル御意見デ

ハナヤウデアリマスカラ、其點ニ付テハ如何デアリマスカ、

書類ニ對シマシテ、僅カノ形式ヲ缺イテモ之ヲ無効ニスル、

斯様ニ定メタコトハ、少シク窓前ニ過ギルノデアリマス、官

古君ノ御主張ノ如クニ、無論刑事訴訟法ニ關スル書類デア

リマスカラシテ、嚴格ニスルガ宜イト云フコトハ、一應ノ御

意見デアリマスガ、之ヲ悉ク左様ニスルト云フ事ガ、果シテ

常識ニ適フ居書類ヲ有効ト認メテ宜イヤウナ書類ガ僅カノ形式ヲ爲ニ無效ニナル、更ニソレデ手續ヲ仕直シテ掛カラナケレバナ、ラス、此仕直スト云フヤウナコトハ、何等利益ニモナラズ、寧ロ裁判ヲ長引カシテ、被告人ノ不利益ニナルト云フヤウナコトハ、隨分法曹社會デ經驗シ來タ事實ダト思ヒマス、隨テ此書類ガ有効ナリヤ無效ナリヤ、其實質ニ付キテ、事實問題デ決スル、併ナガラ判決ノ如キ重要なモノハ、極端ニ一寸トシタ形式ヲ缺イテモ、無効トスルト云フ主義ヲ探ルガ宜カラト云フノデ、判決ヲ除ク其他ノ書類ニ付テハ、事實問題ニ付テ決スルト云フ主義ノ本案ノ立案ガ、必ずシモ當ヲ失シテ居ルモノデハナイト考ヘテ居リマス、○熊谷委員 サウスルト署名捺印ノ落チテ居ツタ場合ハ、事實ニ依リ之ヲ決定シテ、是方無効デナイ、有效ナル場合ガ出テ來ルガ、其點ヲ一ツ伺ヒタイ、○秋山政府委員 署名捺印ヲ遺脱シテ居ルヤウナ場合ハ、事無効ナリト思ヒマス、○熊谷委員 無效ニナリマスカ——モウ一ツ其次ノ、所屬ノ官署公署ヲ表示シナイ場合ハドウナリマスカ、○秋山政府委員 其場合ハ其書類ガ何處ノ官署デ作成セラレタカト云フコトハ、其書類デハ立證出來ナイト云フ結果ヲ齎スト考ヘマス、○熊谷委員 サウスルト矢張無効ニナルコトニ結論ハ歸着スルノデアリマスカ、○秋山政府委員 其書類ノ性質其場合ノ如何ニ依テ、或ハ有效トナリ、或ハ無効トナルト云フコトヲ生ズルト考ヘテ居リマス、○熊谷委員 署名捺印ガアル、サウシテ官署若クハ公署ノ表示ガ無イ、併ナガラ署名捺印其他ノ狀況ニ依ツテ何處ノ官署デ作成シタモノデアルト云フコトガ分レバ、ソレハ有效ニスル御趣旨デアリマスカ、○秋山政府委員 其書類次第デ、ソレガ判明スル場合矢張有效デアルト考ヘマス、○熊谷委員 第二項ノ書類ノ每葉ニ契印スヘシトアルガ、此契印ガ落チテ、一番終リニ署名捺印ノアル場合ニ、其前ノ部分ハ無効ニナルカ知ラヌガ後ノ方ノ連續ノアル部分ハ、有效ニナルト云フヤウナ意味合ヲ、此二項ニ持テ居ルノデナイカト木員ハ解シテ居ルノデアリマス、サウスルト結局證據法上ノ問題ニ歸スルノデハナイカト解釋シテ居ルノデアリマスカラ、前ノ契印ノ無イ何處ノ官署若クハ誰ガ作成シタモノカ分ラナイモノハ、是ハ當然無効ニナル、後ノ部分ハ、

日附モアル、署名モアレバ、捺印モアテ、其點ニ付テハ、此事實ノ證明ガ付クト云フ場合ニハ有效ニナル、斯ウ云フ風ニ自分ハ解釋シテ居ル、即チ證據法上ノ問題デ解釋スルモノデハナイカト考ヘルノデアリマス 政府委員ノ御意見ハドウデアリマスカ

○秋山政府委員 此一項ノ場合ハ、要スルニ契印ヲ缺イタ結果、其缺イタ部分ニ於ケル書類ノ連續ガ認メラレナイ、隨テ其前ノ部分ト後ノ部分トガ、一ツノ書類ト認メラレナイ、併ナガラ後ノ部分ノミヲ以テ獨立ノ文書トシテ解釋シ得ル形ニアリマスレバ、尙其後ノ部分ハ有効デアル、或ハ前ノ部分ダケヲ以テ同ニ解スル場合ニハ、前ノ部分ダケニ付テ矢張有效デアル、斯様ニ信ズルノデアリマス

○鶴澤委員長 次ハ第七十二條

○宮古委員 七十二條モ矢張七十一條ト同ジヤウデ、書類ニ文字ノ改竄ヲシタトカ、挿入削除ヲシタトカ、色々ナ場合ニ於テ、今日迄ノ規定デハ無効デアリマスガ、此法案デハ、是モ矢張事實問題トシテ、必シモ無効ニハセヌ、斯ウ云フ趣意ノヤウニ思ハレマスガ、其通りデアルカ否カト云フコト、ソレカラ尙ホ先刻申シマシタヤウニ、刑事ノ證據トナル所ノ記録ニアリマスルカラシテ、文字ノ改竄ヲスルトカ、削除スルトカ、色々ナコトヲシタ場合、ソレヲ多クニハセヌ、斯トデナカラウト思フ、之ニ對スル政府ノ御意見ハ如何デアリマスカ

○秋山政府委員 七十二條モ矢張七十一條ト同趣旨デ改メラレテ居ルノデアリマスガ、是ハ寧ロ七十二條ヨリハヨリ多ク無意味ナル點ニ於テ書類ヲ無効トシテ初カラ手續ヲアリ直スト云ヤウナ煩雜ナ方法ヲヤッテ居リマシタ、所ノ事柄ハ、矢張法曹界一般ノ經驗シテ居ル所ニアリマス、是モ矢張書類ノ實質ニ依テ、有效無効ヲ事實上定メテ行クト云フコトガ正當デアラウト云フ見地カラ、斯様ニ致シタ次第デアリマス

○宮古委員 現行法デハ挿入削除等ノコトガアレバ、ソレニ認印ヲ捺ス、其數ヲ記載スルヤウナコトガアリマスルガ、サウ云フ場合ニハ、單ニ其手續ヲ履マナケレバ増減變更新效ガ無イト云フコトデ、書類ヲ全部無効ニスルト云フ譯デハ決シテナイ、七十二條ノ方ノ場合ニ於テハ、書類全部ヲ無効ニスルト云フコトニナルヤウニ、思ヒマス、ケレドモ一ソレニ現行法ノ場合ヲ云フノデアリマスガ、七十二條ノ方デハ、別ニ書類全部ヲ無効ニスル譯デハナイカラシテ、挿入削除改竄等ガアリマシタ場合ニハ、矢張認印ヲ捺スヤウナ手續ニシテ置ク方ガ、至當デアラウト思ヒマス、サウ云フコトガ缺ケテモ、無効ニナラスト云フ事デアレバ、裁

判所デハ事實問題トハ言ヒナガラ、大低ノ場合ニハ有效ニシテシマウデアラウト思フ、サウスルト又色々弊害ハ起リハシナイカ、詰リ刑事ノ記錄ニ於テハ、被告人又ハ證人ノ陳述ガ終タ後ニ、裁判所ニ於テ改竄シタノデアル、若クハ挿入削除シタノデアルト云フコトヲ主張スル者ガ度々アルノデアリマス、サウ云フコトヲ吾々ノ耳ニスルノデアリマスカラ、矢張是ハ嚴正ナル手續ヲ經テ置クヤウニシテ置イタ方ガ、良クハナカラウカト思ヒマスガ、今迄ノ通リニシテイテハ差支ガアリマスカ、此點ヲ伺ヒマス

○秋山政府委員 今迄ノ所、隨分煩ニ堪ヘナカッタト云フ事ハ、只今申上ガタ通リデアリマスガ、官吏公吏ノ作成シタ書類ガ、後ニ改竄セラレタト云フヤウナ事ハ、絶對ニ有り得ベカラザルコトデアルト思フノデアリマス、大體此趣意ハ寧ロ削除シタル部分ノ文字ヲ讀ミ得ベキ形ニ存シテ置ケト云ノデ、是ハ訓示的性質ヲ帶ビテ居ルモノト考ヘルノデアリマス

○横山(勝)委員 六十五條ノ質問ハ濟ミマシタカ

○鵜澤委員長 濟ミミシタガ、オヤリニナツテモ宜シウゴザイマス

○横山(勝)委員 ソレデ一寸斯ウ云フ事ヲ伺ヒタイノデスガ、速記者ヲ公判ニ附ケル場合ニ、宣誓ノ法ヲ用牛ナケレバ、其結果ノ公正ノ保證スルコトハ困難デアルト云フ考ヲ持テ居ルノデアリマスガ、其點ニ付テ質問竝ニ答辯ガアリマシタカ

○鵜澤委員長 アリマセヌ

○横山(勝)委員 サウ致シマスルト、六十五條ニ付テ一寸意見ヲ質シテ置キマスガ、速記者ガ公判庭デ被告若クハ證人ノ供述ヲ筆記ヲスルト云フコトハ、是ハ本案デ認メラレテ询ニ結構ナ事デアルト考ヘマスガ、但シデス、速記者ハ無論公平誠實ニ有ノ儘ヲ速記シテ、之ヲ提出スルモノト考ヘマスガ、併ナガラデス、裁判官ガ直接ニ訊問フシテ、證人ニシテモ、鑑定人ニシテモ、宣誓ト云フコトノ制度ガアッテ始メテ其供述ノ結果ト云フモノガ證據力ヲ持ツ、公正ナモノデアルトシテ、裁判官ガ之ヲ證據ニ供スルコトガ出來ルコトニナルノデアリマス、サウ云フコトデアリマスレバ、矢張速記者モデス、公平ニ又正直ニ速記シテ、其速記シタモノヲ翻譯シテ出ス、此鑑定人類似ノ宣誓ノ制度ヲ設ケルコトニ致シマスナラバ、洵ニ結構デハナイカト、斯ウ考ヘテ居リマス、其點ニ何カ御審議ニナツコトガアリマスカ、サウ云フ方法ヲ講ゼザル譯ハドウ云フ譯デアリマスカ、ソレヲ承リタイ

○秋山政府委員 只今御質問ノ速記者ニ宣誓セシムベキヤ否ヤト云フコトハ、審議ノ中ニ加ブテ居ラナカツタト私ハ承

知シテ居リマス、問題ニナフタコトハナイト私ハ承知シテ居リマス、唯責任ヲ以テ全然無カタト云フコトハ御答ハ出来マセヌガ、私方關與シテ居ル範圍内ニ於テハ、左様ナ點ガ審議セラレタ事ヲ耳ニ致サナカタ、又速記者ニ本案ニ於テ辯護人ノ方カラ裁判所ノ許可ヲ受ケテ、公判ニ速記者ヲ用キルト云フ此立前カラ言ヒマスレバ、宣誓ヲ致サスト云フコトハ、トウダラウカト考ヘラレマス、裁判所ガ命ズル鑑定人、裁判所ガ換問シタル證人、ソレト同ジヤウニ取扱フト云フコトハ、如何カト考ヘラレマス次第、原案通りノ如クンバ、宣誓ヲ用キルマデニ致サナクテモ宜カラウト考ヘマス○鶴澤委員長 一寸私ハ少シ前ニ戻ツテ、第六章デスガ、第五十五條ノ法文ノ意味ヲ明カニシテ置キタイト思ヒマスガ如何デス

○鶴澤委員長 宜シウゴザイマス

○上畠委員 第五十五條ニ「訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公吏ニ非ザル者ヲ作ルベキ書類ニハ、年月日ヲ記スベシト、斯ウ云フノデスガ、此吾々ノ側ノ意見トシテハソレデ大體宜ノノデスガ、年月日トソレカラ署名捺印ダケデハ、ドウ云フ人ガ作タノデアルカラ知ルニハ、甚ダ不十分デアリマス、ソコデ此職業トカ、ソレカラ年齢トカ、住所トカ云フモノヲ加ヘタラドウカト云フ意見ガアルノデアリマスガ、ソレハ多少後トデハ這入ルコトニナルノデアリマスカ、或ハ全然省ケル譯デアリマスカ、ソコノ所ヲ一寸承テ置キタイ

○秋山政府委員 七十三條ノ書類ニ、只今仰セノヤウナ事柄ヲ記載スルコトハ、要求ハセナイモノト考ヘマス

○横山(勝)委員 サウスルト此元ノ大正五年ノ原案ニハ、確ニ住所職業ヲ書クコトニナフテ居タヤウニ思ヒマスガ、其住所職業ヲ御削リニナッタノハ、ドウ云フ意味デスカ

○秋山政府委員 要スルニソレマデノ必要ガナイダラウト云フコトデ削バモノニアリマフ

○横山(勝)委員 是ハ問題ハ小サイヤウデアリマスガ、是ガ事實ニ於テハ果シテ此書類ヲ被告ニ不利益ナル證據トシテ取ルカ取ラヌカト云フ場合ニハデス、住所モナシ、職業

モナイ、署名モナイ、何レノ者カ書イタモノカト云フコトガ認メラレマセヌガ、若イ者カ老人ガ作タモノカ、ソレスラ知ルコトガ出來ヌト云フコトニナレバ、非常ニ被告人、辯護人側ニ於テモ困難ナルコトデ、是ガ爲ニ裁判官ガドウ云フ人カラ調ベケナレバナラヌ必要ヲ生ジテ來ルノデアリマスガ、成ベク鄭重ニスル意味ニ於テ、又後日ニ於テ疑ヲ避ケルトシテ、大審院ニ於テ認可セラレテ居ル例ガ屢々アル、是ハ人カラコト考ヘマスガ、ソコハドウデゴザイマスカ

○秋山政府委員 無論仰シアル通り、此年齢職業住所等ハ書イテナイ爲ニ、ドウ云フ人間カ作成シタノカ分ラヌヤウナコトニナリマスレバ、證據力ガ乏シイコトニナルノデアリマス、何者ガ書イタカ分ラヌモノガ斷罪ノ證據ニ供セラレルト云フヤウナコトハ、實際上カラ致シマスレバ、裁判ノ瑕瑾ニナルコト考ヘマス、現ニ他ノ規定デハ、事實上書イタ者ノ分ラナイ匿名ノモノナドハ、特ニ注意ヲ拂フト云フコトヲ規定シテアリマス、其趣意カラ致シマシテモ、作成者ガ責任ヲ帶ビテ作成シタ文書デナケレバ、之ヲ採用シテナラナイト云フ主義ガ全體ニ現レテ居ルノデアリマス、只今ノ御質問ノヤウナ場合ニハ、必ず作成者ヲ確メルト云フ手續ヲ執テ始メテ其書類ガ罪證ニ供セラレルト云フコトニ、必ズナルモノト考ヘテ居リマス

○鶴澤委員長 第七章送達

○熊谷委員 第七十五條ニ「裁判所所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シト云フコトノ規定ガアリマス、此の場合ニ於テ、此住居又ハ事務所ノ届出ヲシナイ場合ニハドウナルノデアリマセウカ

○秋山政府委員 届出ガ無イ場合ニハ、結局送達出來ナイト云フコトニナルト考ヘマス

○熊谷委員 サウスマスルト第七十八條ノ「被告人ノ住居、事務所及現在地知レサルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得」此方法ニ依テ公示送達ヲ爲スコトニナルト考ヘテ宜シイノデスカ

○秋山政府委員 七十六條ノ郵便ニ付シテ送達ヲスルト云フコトニナルト考ヘマス

○横山(勝)委員 是ハ實際問題ニナル規定デスガ、例ヘテ見レバ辯護士ガ東京地方裁判所管内デ仕事ヲシテ居ル時分ニハ、無論ソレデ宜イ譯デスガ、他管内ニ行ツテ吾々ガ職務ヲ執ルト云フ場合ニ、裁判所ハ住所ヲ知ツテ居ルノデス、實ハ辯護士協會ノ名簿ヲ皆配テ居リマスカラ知ツテ居ルケレドモガ、通知ヲセヌデモ其失權ノ效果ヲ生ジナイト云フヤナニ依ラズ、唯夕郵便ニ投リ込ムト云フノデ宜シト書イテ

スル必要ハアルケレドモ、管外ニ居ル場合ニハ、權利ヲ失タモノヲドウモ送達スル必要ハ無イトスウ云フコトデ、能ク辯護人ニ公示セシメズシテシマッタモノヲ、矢張正當ナリトシテ、大審院ニ於テ認可セラレテ居ル例ガ屢々アル、是ハ多クノ場合ニ於テハ餘り困ラヌ事デスケレドモ、事實ニ於テ時々今言タヤウナ場合ヲ生ジテ、迷惑スル場合モアルノデスガ、今申上ゲタ例ノ場合ハドウナルノデスカ、届出ヲシナカタナラバ……

○秋山政府委員 只今ノヤウナ場合ニハ辯護人カラ届出ヲ致ス、裁判所所在地ニ事務所ヲ持ツテ居ラナイ場合ハ、所在地ニ住居又ハ事務所ヲ持ツテ居ル者ヲ選任シテ届ケル、届ケテ居ラナカタ場合ニハ、七十六條ニ郵便ニ付シテ送達スルト云フコトデ、實際上ニ不都合ヲ生ジナイモノト考ヘマス

○横山(勝)委員 サウスマスルト此七十五條ニ書イテアル様ナ訴訟關係人ガ届出ヲシナカタ場合ニハ、七十六條ノ規定ニ依ツテ、郵便ニ付シテ送達スルノデスガ、ソレハ出來ルカ出来ヌカト云フコトハ、裁判所ノ詰リ職權ニ屬シテ居ル事デス、恐ラク書記ノ任務デアリマセウ、サウスマスルト書記ガ好意ヲ以テヤツテ吳レ、ベヨシ、呼出ヲ發シテ吳レナカツグラ、ソレデ矢張失權ノ效果ヲ生ズル、此七十七條ノ規定ハ「郵便ニ付シテ其ノ送達ヲ爲スコトヲ得」トスウナツテ居ル、アノ辯護人ハ、此管内デナインガカラシテ、住所ガ分ラヌト云フヤウナコトデ、ソレデ打棄テ置イテ宜シト云フ事ニナルノデスカ、

○秋山政府委員 ソレハ送達スベキ書類ノ性質ニ依ツテ建ヒハセヌカト思ヒマス、辯護人カラ辯護ノ届出ガ出テ居ル、併ナガラ其裁判所管内ニハ、住居モ事務所モ持ツテ居ラレナイ、尙ホ其場合ニ全然辯護人ヲ呼出サナイデ、公判ヲ開クト云フコトハ出來ナイダラウト思フ、ソコデ呼出狀ノ送達ヲドウスマスルカト云フ場合ニハ、七十六條ニ依ツテ郵便ニ付シテ送達ヲスル、斯ウ云フ事ニナルノデス

○横山(勝)委員 ソレデスカラ今熊谷サンガ仰シヤルヤウニ、スルコトヲ要スルノカ、送達ヲセヌデモ宜イノカト云ウ解スル

○横山(勝)委員 出來ルノハ分ツテ居ルノデス、シナイデモ宜イカト云フコトヲ、含シテ居ルカト云フ事ヲ聽クノデス、テ出来ナカタ場合ニハ、七十六條デスルコトガ出來ル

アリマスガ、其方法ノ選擇權ハ、裁判所書記ガ任ズルト云フコトデアフテ、呼出ハ總テ送達シナケレバナラヌモノデアルカ、セヌデモ宜イノアルカ「得」ト云フ字ガ書記ノ自由裁量ニ委シテアリマスカラ、郵便送達ニ付スル處置ヲシナカツラ、辯護人ハ非常ニ困ル、訴訟關係人ハ困ル、斯ウ云フ結果ヲ生ジハセヌカトソレヲ心配スル

○秋山政府委員 呼出ハシナケレバナラナイノダト解シテ居リマス

○鶴澤委員長 第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八章期間、第八十一條

○宮古委員 第八十一條ノ第三項ニ付テ一寸伺ヒマス、「期間ノ末日日曜日、一月一日二百四日」トナツ居リマス、三日ハ除イテアリマスガ、是ハ日本ノ慣習テハ三ヶ日ト稱シテ、一日カラ三日マデハ、先ヅ普通總テノ者ハ、休ムヤウナ風ニナツテ居リマスガ、一日二日四日ヲ期間ニ算入セヌト云フ規定ヲ作リマスルナラバ、矢張三日モ入レテ、一月一日二日三日四日ト云フコトニシタラ如何デスカ、其點ヲ伺ヒマス

○秋山政府委員 是ハ只今私モ十分記憶シテ居リマセヌガ、何レ祭日祝日、或ハ之ニ準ズルヤヅナ日ヲ茲ニ列舉シタノデアリマス、三日ハ何ニモ當ツテ居ナインデアッタト記憶シテ居リマス、尙ホ御必要デアリマスレバ、一ツノ取調べ上テ申上ゲマス

○宮古委員 大祭日ト云フ中ニハ、或ハ三日ハ入ラヌダッタカドウカ覺エマセヌガ、入ラナイニシテモ、日本デハ一日、二日三日ヲ三ヶ日ト云フテ、總テノ事ヲ打棄テ、居ルト云フ習慣ガアリマスカラ、タック一日ノコトデアリマスノデ、此三日ト云フモノハ入レタラドウカ、斯ウ云フ考ヲ持テ居ル、御取調ニ相成ルコトハ尙ホ結構デアリマスカラ、ドウゾ御取調ヲ願ヒマス

○秋山政府委員 三日モ結局解釋上入ルト記憶シテ居リマスガ、一ツノ調べテ申上ゲマセウ、是ハ吾々ノ知テ居ル範囲ナド、大變違テ居ル事ガアル、例ヘバ天長節ガ大祭日デナイト云フヤウナ事柄ガアルノデス、是ハ調ベタ結果デアリマスカラ、細カイ理窟デアリマス

○鶴澤委員長 是ハ保留シテ置キマス。第八十一條

○宮古委員 八十二條ニ「海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ」ト云フ事ニナツテ居リマスガ現行法トハ、大分隔テ居ルヤウデアリマスガ、是ハモウ少シ少ナクシテ、海陸路十里位ニシカラドウカト思ヒマスガ、詰リ汽車汽船ノ便ガアルカラ、二十里モ宜イト云フ御意見ガ出來タノデアラウト思ヒマスケレドモ、餘り急激ニ斯様ニスルノハ如何ナモノデアラウカト思ヒマス、海陸路十里毎ニ一日ヲ加フト云フ位ニシタ如何デスカ

○秋山政府委員 是ハ現行法制定當時ノ關係ト、今日ノ交通機關トノ關係カラ申シマスレバ、寧ロ現行法制定當時ノカ、セヌデモ宜イノアルカ「得」ト云フ字ガ書記ノ自由裁量ニ委シテアリマスカラ、郵便送達ニ付スル處置ヲシナカツラ、辯護人ハ非常ニ困ル、訴訟關係人ハ困ル、斯ウ云フ結果ヲ生ジハセヌカトソレヲ心配スル

○秋山政府委員 呼出ハシナケレバナラナイノダト解シテ居リマス

○鶴澤委員長 第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八章期間、第八十一條

○宮古委員 第八十一條ノ第三項ニ付テ一寸伺ヒマス、「期間ノ末日日曜日、一月一日二百四日」トナツ居リマス、三日ハ除イテアリマスガ、是ハ日本ノ慣習テハ三ヶ日ト稱シテ、一日カラ三日マデハ、先ヅ普通總テノ者ハ、休ムヤウナ風ニナツテ居リマスガ、一日二日四日ヲ期間ニ算入セヌト云フ規定ヲ作リマスルナラバ、矢張三日モ入レテ、一月一日二日三日四日ト云フコトニシタラ如何デスカ、其點ヲ伺ヒマス

○秋山政府委員 是ハ只今私モ十分記憶シテ居リマセヌガ、何レ祭日祝日、或ハ之ニ準ズルヤヅナ日ヲ茲ニ列舉シタノデアリマス、三日ハ何ニモ當ツテ居ナインデアッタト記憶シテ居リマス、尙ホ御必要デアリマスレバ、一ツノ取調べ上テ申上ゲマス

○宮古委員 大祭日ト云フ中ニハ、或ハ三日ハ入ラヌダッタカドウカ覺エマセヌガ、入ラナイニシテモ、日本デハ一日、二日三日ヲ三ヶ日ト云フテ、總テノ事ヲ打棄テ、居ルト云フ習慣ガアリマスカラ、タック一日ノコトデアリマスノデ、此三日ト云フモノハ入レタラドウカ、斯ウ云フ考ヲ持テ居ル、御取調ニ相成ルコトハ尙ホ結構デアリマスカラ、ドウゾ御取調ヲ願ヒマス

○秋山政府委員 三日モ結局解釋上入ルト記憶シテ居リマスガ、一ツノ調べテ申上ゲマセウ、是ハ吾々ノ知テ居ル範囲ナド、大變違テ居ル事ガアル、例ヘバ天長節ガ大祭日デナイト云フヤウナ事柄ガアルノデス、是ハ調ベタ結果デアリマスカラ、細カイ理窟デアリマス

○鶴澤委員長 是ハ保留シテ置キマス。第八十一條

○宮古委員 八十二條ニ「海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ」ト云フ事ニナツテ居リマスガ現行法トハ、大分隔テ居ルヤウデアリマスガ、是ハモウ少シ少ナクシテ、海陸路十里位ニシカラドウカト思ヒマスガ、詰リ汽車汽船ノ便ガアルカラ、二十里モ宜イト云フ御意見ガ出來タノデアラウト思ヒマスケレドモ、餘り急激ニ斯様ニスルノハ如何ナモノデアラウカト思ヒマス、海陸路十里毎ニ一日ヲ加フト云フ位ニシタ如何デスカ

○秋山政府委員 是ハ現行法制定當時ノ關係ト、今日ノ交通機關トノ關係カラ申シマスレバ、寧ロ現行法制定當時ノカ、セヌデモ宜イノアルカ「得」ト云フ字ガ書記ノ自由裁量ニ委シテアリマスカラ、郵便送達ニ付スル處置ヲシナカツラ、辯護人ハ非常ニ困ル、訴訟關係人ハ困ル、斯ウ云フ結果ヲ生ジハセヌカトソレヲ心配スル

○秋山政府委員 呼出ハシナケレバナラナイノダト解シテ居リマス

○鶴澤委員長 第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八章期間、第八十一條

○宮古委員 第八十一條ノ第三項ニ付テ一寸伺ヒマス、「期間ノ末日日曜日、一月一日二百四日」トナツ居リマス、三日ハ除イテアリマスガ、是ハ日本ノ慣習テハ三ヶ日ト稱シテ、一日カラ三日マデハ、先ヅ普通總テノ者ハ、休ムヤウナ風ニナツテ居リマスガ、一日二日四日ヲ期間ニ算入セヌト云フ規定ヲ作リマスルナラバ、矢張三日モ入レテ、一月一日二日三日四日ト云フコトニシタラ如何デスカ、其點ヲ伺ヒマス

○秋山政府委員 是ハ只今私モ十分記憶シテ居リマセヌガ、何レ祭日祝日、或ハ之ニ準ズルヤヅナ日ヲ茲ニ列舉シタノデアリマス、三日ハ何ニモ當ツテ居ナインデアッタト記憶シテ居リマス、尙ホ御必要デアリマスレバ、一ツノ取調べ上テ申上ゲマス

○宮古委員 大祭日ト云フ中ニハ、或ハ三日ハ入ラヌダッタカドウカ覺エマセヌガ、入ラナイニシテモ、日本デハ一日、二日三日ヲ三ヶ日ト云フテ、總テノ事ヲ打棄テ、居ルト云フ習慣ガアリマスカラ、タック一日ノコトデアリマスノデ、此三日ト云フモノハ入レタラドウカ、斯ウ云フ考ヲ持テ居ル、御取調ニ相成ルコトハ尙ホ結構デアリマスカラ、ドウゾ御取調ヲ願ヒマス

○秋山政府委員 三日モ結局解釋上入ルト記憶シテ居リマスガ、一ツノ調べテ申上ゲマセウ、是ハ吾々ノ知テ居ル範囲ナド、大變違テ居ル事ガアル、例ヘバ天長節ガ大祭日デナイト云フヤウナ事柄ガアルノデス、是ハ調ベタ結果デアリマスカラ、細カイ理窟デアリマス

○鶴澤委員長 是ハ保留シテ置キマス。第八十一條

○宮古委員 八十二條ニ「海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ」ト云フ事ニナツテ居リマスガ現行法トハ、大分隔テ居ルヤウデアリマスガ、是ハモウ少シ少ナクシテ、海陸路十里位ニシカラドウカト思ヒマスガ、詰リ汽車汽船ノ便ガアルカラ、二十里モ宜イト云フ御意見ガ出來タノデアラウト思ヒマスケレドモ、餘り急激ニ斯様ニスルノハ如何ナモノデアラウカト思ヒマス、海陸路十里毎ニ一日ヲ加フト云フ位ニシタ如何デスカ

○横山(金)委員 是ハ其當事者カラノ申請ニ待テ之ヲ定期間ト云フヨリハ遙ニ緩カニナツテ居ルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、先づ少クトモ二十里毎ニ一日位ノ猶豫ヲ置イタラ、如何ナル場合ニ於テモ、十分デアラウト云フヤウナ點カラ、寧ロ交通機關トノ關係カラ申シマスレバ、緩イ猶豫期間ニナツテ居ルノデアリマシテ、今日以後施行スル法律トシテハ、是デ十分デアラウト考ヘテ居ルノデアリマス

○宮古委員 汽車汽船ノ有リマス所ナラバ、二十里アレバ十分デアラウト思ヒマスガ、併シ汽車汽船ノ便利ノ無イ所モ隨分マダアルソレデ汽車汽船ノ無イ所ヲ標準トシテ定メル外ナカラウト思ヒマス、サウスレバ一日ニ二十里ト云フコトハ、ドウモ歩イテハ逆モムヅカシイ、車ノ便デモ果シテ二十里行ケルカドウカ是モ問題デアル、デアリマスカラ、ドウモ里程ノ計算ニスル場合ニハ、汽車汽船ノアル所ヲ標準トスル譯ニハ行カヌダラウト思フ

○秋山政府委員 今日ノ所デハ裁判所所在地ト、人ノ住居シテ居ル場所トノ間ニ、汽車汽船ノ全然無イト云フヤウナ所ハ殆ド無イト考ヘマス、第二項ニ於キマシテ、交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ、特ニ期間ヲ定ムルト云フコトノ出来ルヤウニナツテ居リマスカラ、法律トシテハ是デ差支ヲ生ズルコトハナカラウト考ヘテ居リマス

○横山(金)委員 此八十二條ノ二項デゴザイマスガ、「交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得」ト云フコトハ、是ハ變ナ事ヲ御尋シマスガ、從來ハ「裁判所ニ於テ特ニ法定期間ヲ定メルコトヲ得」トアリマシテ、今度ノ案ハ「裁判所」ト云フ文字ガ除ケテ居リマスガ、是ハ誰ガ定メルノデアリマスカラ、ソレカラ特ニ期間ヲ定メルト云フコトハ、ドウ云フ形式ニ於テ定メルト云フ御考ヲ持テ居ラルノデアリマスカ

○秋山政府委員 此定メルコトハ、法定期間ノ原因トナルベキ事柄ニ依ツテ違ハウト思ヒマス、サウシテ之ヲ定ムル者ハ無論裁判所デアリマス「裁判所」ト云フ言葉ハ、此案ニハ成ベク分ツテ居ル所ニハ使ハナイヤウナ形ニナツテ居リマスガ、是ハ特ニ申請ヲスルトカ何トカシナコトハ出來ルト云フコトデスカ、是ハ特ニ申請ヲスルトカ何トカシナコトハ出來ルト解説致シマス

○横山(金)委員 サウ致シマスト、豫メ願ツテ置カナケレバ、自ラ效力ハ保チ得ルト云フコトニ理解シテ宜シノデスカ

○秋山政府委員 ソレハ法定期間ト、八十二條第一項ノ猶豫期間ヲ加ヘタモノガ經過シタ後デハ、之ヲ延ベル方法ガ無クナルト思ヒマス、法定期間ト、八十二條ノ當然法律ニ定メタ猶豫期間ガ經過シタ後デハ、之ヲ延ベル方法ガ出來ルトガ出來ルト解説致シマス

○横山(金)委員 サウ致シマスト、豫メ願ツテ置カナケレバ仕方ガナイト解シテ宜シノデスカ、又豫メ願ツタケレドモ、其書面ハ法定期間經過後ニ到着シタ、實質上是ハ不便デアルト裁判所ガ認メテモ、特殊ノ事情ガ生ジテ參ツテモ、上訴期間ガ繋がナイト云フコトニナルノデスカ

○秋山政府委員 ソレハ八十二條第一項ノ猶豫期間ガ付タ、其法定期間、經過致シマスレバ、其訴訟行爲ガ出來ナク

ナルト云フコトガ定マルノデアリマス、ソレカラ後ニソレ

ヲ延長スル方法ハ出来ナイ結果ニナル

○横山(金)委員 サウシマスト、法定期間ノ其當日ニ未ダ

切レザル前ニ當テ、期間延長ノ申請書ガ届イテ、裁判所ハ

未ダ裁判ヲ爲シテ居ラヌ、斯ウ云フ場合ヲ想像シタラドウ

ナリマスカ、遂ニ裁判ヲ爲サズシテ期間ガ切レテシマッタ、

此時デモ矢張此條文ノ活用ハ無イノデスカ

○秋山政府委員 ソレハ原狀回復ノ方法ニデモ依ルヨリ致

方ナイモノト考ヘテ居リマス

○横山(金)委員 原狀回復ノ行ハレル時ト、此場合ノ期間

延長トハ意味ガ達フヤウニ思ヒマスガ、モウ少シ御考慮ヲ

下サル譯ニハ行キマセヌカ、實際斯ウ云フ條文ハ實用ガ無

イカノ如クデ、時ニ實用ノ有ル時ニハ大變ナ意味ヲ持ツ條

文デアリマス、原狀回復ノ場合ハ、天災地變之ニ類スル事

情ノ爲メ、過失無カラシムル爲ニ回復スルト云フ意味デ、大

分是トハ違テ居リマスガ、矢張此場合ニ當嵌メテ宜イノデ

ゴザイマスカ

○秋山政府委員 原狀回復ノ場合ニ該當スルカドウカト云

フコトハ、少シク研究ヲ要スル問題ト思ヒマス、兎ニ角八十

二條ノ解釋ト致シマシテハ、期間經過アレバ延長ガ出來

ル、經過後ニハ訴訟行爲ヲ爲シ得ナイト云フコトガ確定シ

タ時期デアリマスカラ、是ハ延長ノ方法ガ無イト思ヒマス

○宮古委員 八十二條ノ里程ノ猶豫は上訴ノ場合

控訴若クバ上告ノ場合ニ適用スル立案ノ趣旨デアリマスカ

ドウカ、本案ノ第三百九十七條ニハ「控訴ノ提起期間ハ七日

トス」トアリ、ソレカラ四百二十條ニハ「上告ノ提起期間ハ

五日トス」ト書イテアリマス、是ハ今日マデノ法律トシテハ

大分問題ガアッタノデアッテ、里程ノ猶豫モ加フベキモノデ

アルト云フ意見モ、アルヤウニ承知シマスガ、併ナガラ裁判

例デハ、上訴ニ付テハ里程ノ猶豫ハ無イト云フコトニナッテ

居ルト承知シマス、ソコデ此法案ガ法律トナッテモ、矢張疑

問ガ残ルヤウデハイケマセヌカラ、此里程ノ猶豫ト云フモ

ノハ、上訴即チ控訴、若クハ上告ノ期間ニ對シテ適用スル越

意デ立案サレテ居ルノデアルカ否ヤト云フ事ヲ、明ニ御答

フ頗ヒタイ、此點ニ就キマシテハ、單ニ秋山君ノ意見トシテ

デナク、政府ノ意見トシテ御答ヲ願ヒタインオニアリマス

○秋山政府委員 八十一條ノ法定期間ト云フ中ニハ、法定

期間ノ全部ヲ含ンデ居ルト解シマス、併ナガラ只今仰セノ

上訴ノ場合ハ、裁判ガ告知セラレル如キ場合ニハ、裁判所ニ

於テ當事者ガ裁判ヲ知ルノデアリマスカラ、特ニ上訴申立

期間ニ猶豫期間ヲ付スルノ必要ハ無イモノト考ヘマス、其

方面ノ解釋カラシテ、結局上訴ノ申立ニハ猶豫期間ガ無イ、

此案ニ於テモ同一ノ解釋ヲスルト考ヘテ居リマス

○宮古委員 政府委員ノ御答ニ依ルト裁判所ニ於テ告知シタル場合ニ於テ期間ノ猶豫ト云フモノハ無イモノデアル、

其結果トシテ控訴院若クハ上告ニハ「二十二條ハ適用ガ無

イト云フ事デアリマスカソレナラモウーツ御尋シマスガ、四

百二十四條ノ此公判上告ニ於ケル公判日ノ通知ト云フヤウ

ナモノニ對シマシテハ、之ヲ適用スル趣意デアリマスカド

ウカ、其等ノ外尙ホ八十二條ノ適用ノアル場合ハ、ドウ云フ

場合ヲ指ス意味デアリマスカ、ソレノ實例モ一ツ願ヒタイ、

モウ一箇條第二項ニ付テ御尋シテ置キタク、只今横山君カ

ラ色々質問モアツダノデスガ、現行法デハ特ニ裁判所方定ム

ルト云フコトガ規定サレテアリマスガ、此八十二條ノ第二

項ニハ左様ナコトハ無イノデアリマスガ、何カ此期間ノ始

マル上ニ於テ裁判所ガ此期間ヲ定ムルト云フ趣意カラ成立

ツテ居ルノデハナイノデセウカ、是モドウ云フ場合ニ斯様ナ

事ニスルカ、其實例ニ依テ「ツ御示ヲ願ヒタイト思ヒマス

○秋山政府委員 御示ノ四百二十四條ノ規定ハ八十二條ト

別段關係ノ無イ規定ト考ヘマスル、一寸御問ノ趣意ガ解シ

兼ネルノデアリマス

○宮古委員 先刻私ノ尋タノハ、四百二十四條ノ上告裁判

所ニ於テ公判期日ヲ定ムル場合ニ於テ、此里數ノ猶豫ヲ

見込ンデ期日ヲ定メナクテハナラヌモノノデアルカドウカ、

即チ四百二十四條ノ場合ニ適用サレルモノノデアルカドウカ、

被告人ガ遠方ニ居ル、其人ガ上告ヲシテ居ル、其遠方ニ居ル

被告人ニ對スル公判期日ヲ定メル、其定メル際ニ、若クハ又

トス」トアリ、ソレカラ四百二十條ニハ「控訴ノ提起期間ハ

五日トス」ト書イテアリマス、是ハ今日マデノ法律トシテハ

ドウカ、本案ノ第三百九十七條ニハ「控訴ノ提起期間ハ

七日トス」ト書イテアリマス、是ハ今日マデノ法律トシテハ

ドウカ、是ハ今日マデノ法律トシテハ、此猶豫ヲ定メルノコト

ナラヌモノノデアルカドウカ、是ハ今日マデノ法律トシテハ

レデ四百二十四條ノ要件ハ足リテ居ルモノト考ヘマス

○禪委員 是ハ從前カラモ非常ニ——此前モ種々御尋ヲ申

タル場合ニ於テ期間ノ猶豫ト云フモノハ無イモノデアル、

其結果トシテ控訴院若クハ上告ニハ「二十二條ハ適用ガ無

イト云フ事デアリマスカソレナラモウーツ御見込デセウカ、

ノ追加ノ規定ヲ設ケズモ足リルト云フ御見込デセウカ、

ノ修正案トシテ實ハ上訴ニ追加ヲ加ヘマスガ、控訴上告

ニ付テハ、之ヲ適用ニナラヌトデモ書イテ置カケレバ、非

常ニ議論ガ出テ來ルモノデハナカラウカト思ヒマスガ、モ

ウ一步政府委員ガ之ニ付テ、御考慮下サル餘地ガ無イモノ

デアリマスカ

○秋山政府委員 八十二條ノ條文ノ設ケラレル趣意ヨリ致

シマシテ、當然ニ此告知ヲ受ケル所ノ裁判、其裁判ニ對スル

不服申立、左様ノ場合ニ猶豫期間ヲ要スルモノデハナイト

云フコトノ趣意カラ、論結セラレテ來ルモノト考ヘマス、別

段ニ其上訴ニ付テハ云々ト云フヤウナ注意ヲ、條文ノ上ニ

致シテ置ク必要ハ無イモノト考ヘマス

○禪委員 裁判言渡ハ必ズシモ言渡ノ場合ニハ被告人

ガ居ラナクテモ、語リ其ガ知ラナクテモ效力ガ發生スル

コトニナル、其等ハ言渡ノ形式ガアリサヘスレバ告知ヲ受

致シテ置ク必要ハ無イモノト認メクノデアリマス

○禪委員 裁判言渡ハ必ズシモ言渡ノ場合ニハ被告人

ガ居ラナクテモ、語リ其ガ知ラナクテモ效力ガ發生スル

コトニナル、其等ハ言渡ガアルト云フ事ハ當事者ニ分ッテ

思ヒマス

○秋山政府委員 裁判言渡ノ期日ノ通知ガ到達シテ居ラ

イヤウナ場合ニハ、被告人ガ居ラナイ所デ裁判ノ言渡ハ出

來ナイノデアリマス、裁判言渡ノ期日ガ被告人ニ通知セラ

レマシテ、何日裁判ノ言渡ガアルト云フ事ハ當事者ニ分ッテ

居リマス、當事者ハ其當時法廷ニ出頭スベキデアリマスガ、

是ハ當事者ノ知ラナイ場合ニ、裁判言渡ハサレルモノノデア

ルト云フコトニナラナイト考ヘマス、實際ニ於テモ言渡期

日ヲ承知シテ居ル、當事者ガ知ラナイ間ニ言渡サレルト云

フコトハ、實際ニ於テ無イト考ヘマス、隨テ法廷ニ居ラテ言

渡ヲサレル、被告人ノ法廷ニ在ラザル時ニ言渡サレタコト

ト、同ジ事ニ解シテ差支ナイモノト考ヘテ居リマス

○上畠委員 私モ今ノ點ヲモウ一應確メテ置キタインオデス

此法定ノ期間訴訟行爲ヲ爲スベキモノト云ヘバ、餘程廣イ

ヤウデアリマスルケレドモ、主トシテは被告人ヲ指スコト

ハ明カラ話デアリマス、サウシテ此訴訟行爲ヲ爲シ得ベ

キ權能ハ、一定ノ期間ニ制限スルト云フノデハ、是ハ上訴ノ

場合ヲ除イテ、殆ト刑事訴訟法ハ見出スコトガ出來ナイ、

民事デハ澤山アリマスケレバナラス、三十五日前ト云フノデアルガ

何十日前ニ定メナケレバナラス、サウシテ關係ノ意味ヲ

テモ宜イ、之ヲ上訴ニハ一切適用セズト云フコトニナルト、

八十二條ノ規定ハ、是ハ殆ト其效用ヲ爲サナイ無用ノ法文

ノヤウニ思ハレル、今日ノ解釋ハイケナイト思フ、現行法ニ

於テモサウシテ解釋ハイケナイト思ヒマス、ソレハ措テ、此

ト、ソレカラ此公判期日ノ間ニ三十五日ノ期日ガアレバ、ソ

法案ダケニ付テ見マスレバ、殊ニ裁判ハ告知ノ日カラ進行スルト云フ事ハ起算點ニ闘スルモノデアリテ、猶豫期間ヲ與ヘラレルカ、ドウカト云フ事ニ關係シナイモノアテルト云フコトハ、法文デ明カデアリマス、裁判ノ告知ノ日ヨリ進行スルト云フコトハ、八十一條ニ「初日ヲ算入セス」ト云フ例外ガアル、八十二條ヲ除外スルト云フ意味、ナイト云フコトハ、法文ヲ見テ吾々ガ直ニ頭ニ浮ブ、併シ此控訴上告等ニ付テハ、成程被告ハ其場ニ居ルデセウ、サウシテ原裁判所ニ出ス猶豫期間ヲ與ヘズ、トソレハ出セルカラ、實際ニ於外ガアル、八十二條ヲ除外スルト云フコトヲ吾テ差支ナイト致シマシテ、即時抗告ガアルト云フコトヲ吾々ハ考ヘオケレバナラス、即時抗告而モ三日間デ即時抗告ヲ爲シ得ル、裁判ノ言渡ハ要スルニ裁判デアル、送達其所便宜ノ方法ヲ以テ告知スルコトガ出来ル、告知ヲ受ケル所ノ當事者ガ、或ハ裁判所ノ隔リガ百里モ二百里モ五百里モ先キニアルコトモアリマス、鹿兒島區裁判所、或ハ地方裁判所ノ決定ヲ——其告知ヲ北海道受ケルコトモアルデセウ其場合ニ猶豫ヲ與ヘズシテ、三日ノ間に抗告ノ權能ヲ使用スルコトガ出来ル、抗告ハ原裁判所ニ出ス、裁判所ガ適當ト認メテ、三日ナラ三日ノ間に郵便デ送達ヲスル、郵便デ告知ヲスル、鹿兒島デ受ケルノデ、鹿兒島ヘ抗告シナケレバナラヌ、斯ウ云フ場合ニハ上訴權ヲ事實上無効ニ歸セシムルト吾々ハ考ヘテ居ル、此法案ノ云爲ニ依テ法律ノ精神ヲ探究スルト云フコトニナレバ、頗ル政府委員ノ今迄仰シヤタ事ハ、ドウモ法文ニ合ハナイト思ヒマス、又此法理上、實際ノ上カラ言ッテモ、サウ云フ事ハ甚ダ上訴權ヲ全然無視シタヤウナ結果ニ陥ルコトニナルノデアリマスガ、非常ニ重要ナ問題デスガ、其點ハ政府委員ニ於テモウ一應御考ノ上デ、確タル御答辯ヲ願ウタラ大變結構デアリマス

○秋山政府委員 告知シタル裁判ニ付テ不服ガアル場合ニ於テハ、告知ヲ受ケテ直ニ其場デ出来ルノデアリマス、其裁判所所在地ニ於テ告知セラレタル裁判、是ガ八十二條ニ含マナイト云フコトヲ中上ダタノデアリマス、其他ノ裁判判決ヲ受ケル者ガ、此裁判所ノ所在地ニ居ラナイ場合ニ裁判ガセラレル、ソレデ即時ニ裁判ガセラレル、斯様ナ場合ニハ矢張八十二條ノ猶豫期間ニ入ルモノト解スル

○上富委員 上訴モ包含スルト解釋スルノデスカ

○秋山政府委員 要スルニ裁判ノ告知ヲ受ケル、裁判ニ對スル上訴ハ猶豫期間ナシ、要スルニ八十二條ノ上訴ノ全部ヲ含マナイト云フノデハナクテ、受ケル裁判ガ其裁判所ノ所在地ニ告知ヲ受クベキ裁判デアレバ、之ニ對シテ猶豫期間ヲ與ヘルト云フ必要ハ無イノデアリマス、八十二條ハソレニ適用セラレル趣意デハナイ、隨テ上訴ノ全部トハ云ヘナイト思フ、受ケル所ノ判決ガ、其裁判所所在地ニ告訴ヲ受ク

ベキ裁判デアレバ、ソレニ猶豫期間ヲ與ヘル必要ガ無イ、斯ウ云フ解釋ニナルト思ヒマス

○上富委員 ドウモ絶対ニ上訴ガ這入ラスト云フコトハドウモ曖昧デスカラ、其點ヲ能ク考慮シテ、サウシテ必要ガアレバ、一層之ヲ明確ニスペク考直シタラ宜カラウト思フ、其事ダケヲ留保シテ置キマス

○横山(勝)委員 一寸承、テ置キマスガ、告知ヲ受ケル場合ヲ想像シテ伺ヒマスガ、若シ被告ガ判決ノ言渡ノ日ニ缺席シタ場合ハドウデス、——東京控訴院デ、ソレカラ被告ガ小笠原島ニ居ルト云フヤウナ場合ハ、此規定ハ適用ナイノデスカ

○鶴澤委員長 此間ノ大體質問ノ際ニ、林政府委員ノ説明ハ矢張サウ云フヤウナ説明ヲシタヤウデアリマス、ソコデ此問題ハ今ノ告知以外ノ例へバ抗告ノ場合トカ、ソレカラ三百二十三條ナドノ問題ニナルノデハナイカト思フ、矢張私ハ上告ノ十五日以前ト云フモノヲ考ヘル中ニハ這入ルト思フ、是ハ留保シテ置イテ、此次ニ明白ノ答辯ヲ求メルコトニシマス

○秋山政府委員 承知致シマシタ、八十二條ハ本案ノドノ條文ニ當ルカト云フコトデスカ

○鶴澤委員長 サウデス、第九章被告人ノ召喚、勾引及勾留、第八十三條——是ハ異議ハ無イデセウ、第八十四條

○横山(勝)委員 是ハ法文自體ハ能ク分テ居リマスガ、實際ノ取扱いは關係シテ伺ヒマスガ、召喚スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人監獄官吏ヨリ通知ヲ受クタル時ラ以テ召喚状ノ送達アリタルモノト看做ス、斯ウ云フ規定ガアリマスガ、監獄官吏ニ通知シテ召喚スルト云フノハ、他ノ場合ニモ之ニ似寄タ規定ガアルト思ヒマスガ、召喚ヲ受クルコトニ付テハ、被告人ハ多少準備ノ要ルコトハ無論デアリマスガ、監獄官吏ニ通知シテ、監獄更夫直ニ被告人ニ傳達スレバ、被告人ハ相當猶豫ガアリ、相當ノ機會ヲ與ヘラ、ト思ヒマスガ、監獄吏ニ通知シタダケデ、監獄吏カラ被告ニ傳達スル方法ヲ明記シテ置カナカッタナラ、監獄署ノ官吏ハ其召喚ノ當日ニ、被告人ヲ裁判所ニ運送シサヘスレバソレデ宜イコトニナツテ居ル、被告人ハ出シ抜ケニ其日ニナツテ、初メテ召喚ノ通知ヲ受ケル結果ニナリハセヌカト思ヒマスガ、サウ云フ條文ニナリマスカ

○秋山政府委員 是ハ只今致シテ居ル事ト、別段縛ラタ方法ニ依ルモノデハアリマスセ

○横山(勝)委員 其送達ニ關シテハ何カ原則デモアリマスカ、送達スベキ書類通知ノ方法ニ關シテハ、法律ノ案文デハ能ク分リマセヌカ、或ハ電話デモ宜イ、端書デモ宜イト云フノデスカ

○秋山政府委員 必ズ第一號ノ召喚状ヲ發シテ、之ヲ爲サヌデモ宜イト云フ趣意ニ解スルノデアリマス、或ハ電話デモ宜イト思ヒマス、只今ノ遣方ハ呼出簿ナルモノヲ備ヘテ置キマシテ、其呼出簿ニ依テ氏名ヲ記載シテ之ヲ監獄ニ送

○横山(勝)委員 ソレガ從來ノ經驗デハ、東京地方裁判所ノ一審ノ事件ハ、公判ノ當日デナケレバ、知ラレナイ、併シ控訴院以上ハ前以テ公判期日ハ知レテ居ル、ドウ云フ關係カラ其様ナ事ガ起ツタカ知リマセヌガ、サウ云フ場合モアリマスカラ、監獄官吏ハ直ニ被告ニ通知スルコトヲ要スル意味ヲ明記シテ置カヌト、被告ガ非常ナ不利益ニ陥ルヤウナ場合ガアルト思ヒマス、其様ナ不利益ガアリテモ、ソレヲ救濟スキ途ガ無イノデス、呼出しシテ其召喚ヲ受クル日ニ持ツテ來テ、今カラ裁判所ヘ行クノダト言ハレテハ、甚ダ當惑スル結果ヲ生ジハセヌカト思ヒマスガ、ソレニ闘スル法律ハ要リマセヌカ

○秋山政府委員 御尋ノ御趣意ノヤウナ結果ヲ生ズルト致シマスレバ、仰セノ通リノ不都合ヲ生ズルノデアリマス、併シ是ハ監獄官吏ノ職務執行上ニ付テ、十分之ヲ督勵致シテ正確ニ行ヒサヘスレハ弊害ノ無イ事柄ニアリマス、又常ニ督勵シテ左様ニ致サセル考デアリマス

○横山(勝)委員 斯様ナ場合ニハ、監獄官吏ガ被告ニ代テ呼出状ヲ受クルト云フコトニシタ方ガ、立法ノ原則ニ照シテ適當ト思ヒマス、召喚ヲ受クル場合ニ限リテ監獄官吏ニ通知シテ、被告ニ直接通知セヌト云フコトハ、被告ノ人權ヲ擁護スル所以テハナイト思ヒマス、普通ノ場合ハ在監人トシテ被告人ニ通知シテ呼出スルノデアルガ、特ニ本條ノ場合ニ限リ、監獄官吏ニ通知シテ被告人ニ通知シナインハ、何カ特殊ノ必要トカ、他ニ便宜デモアルノデアリマスカ

○秋山政府委員 在監人ニ對スル通知ハ、監獄官吏ヲ立證テ致スヨリ外ニ方法ハ無イノデ、ソコデ監獄官吏ニ通知シタ時期——其時期ガ一番何時通知シタカト云フコトヲ立證シ易イノデアリマスカラ、ソレデ送達ヲ受ケタル時期ト法律ハ看做シタノデアリマス

○横山(勝)委員 サウ致シマスト、此八十四條三項ノ監獄吏ニ對スル通知ト云フノハ、ドウ云フ形式ニ依テヤリマスカ

○秋山政府委員 是ハ只今致シテ居ル事ト、別段縛ラタ方法ニ依ルモノデハアリマスセ

○横山(勝)委員 其送達ニ關シテハ何カ原則デモアリマスカ、送達スベキ書類通知ノ方法ニ關シテハ、法律ノ案文デハ能ク分リマセヌカ、或ハ電話デモ宜イ、端書デモ宜イト云フノデスカ

○秋山政府委員 必ズ第一號ノ召喚状ヲ發シテ、之ヲ爲サヌデモ宜イト思ヒマス、只今ノ遣方ハ呼出簿ナルモノヲ備ヘテ置キマシテ、其呼出簿ニ依テ氏名ヲ記載シテ之ヲ監獄ニ送

ス、要スルニ監獄官吏ノ通知ニ依ッテ、ソレヲ召喚トスルト

云フ法律ノ趣意デアリマス

○横山(勝)委員 此八十四條第三項ノ場合ハ、現ニ召喚セ

ラル、事件ニ付テ、被告人ガ監獄ニ拘禁セラレテ居ル場合

デアリマスカ、或ハ、他ノ被告事件ニ拘禁セラレテ居ル場合

モ含ミマスカ

○秋山政府委員 被告人トシテ召喚スル趣意ノ規定デアリ

マスカラ、其事件ノ被告人ガ他ノ事件ニ付テ、被告人トシテ

裁判所ニ現レル場合ノ規定ト解シテ居リマス

○横山(勝)委員 サウスルト其半面ノ解釋カラ、甲ノ豫審

判事ガ乙ノ被告事件ニ付テ、監獄ニ勾留シテ居ルト云フ場

合ニ、他ノ豫審判事ガ、他ノ事件ニ付テ、監獄署ニ在ル人ヲ

召喚スル場合トハ違ヒマスカ

○秋山政府委員 御解釋ノ通リデアリマス

○鶴澤委員長 第八十五條

○横山(勝)委員 八十五條ニ召喚ニ依ッテ出頭シタル被告

ハ、速ニ之ヲ訊問スルト云フコトニナツテ居リマスガ、此速

ニト云フノハドウ云フ事デアリマスカ

○秋山政府委員 是ハ一寸申上ゲヤウガ無イノデアリマス

ガ、要スルニ文字通り猶豫セズト云フ意味デアリマス

○横山(勝)委員 別ニ法律上ノ制裁制限ハ無イノデスカ、

何時間ニ調ペルト云フヤウニ……

○秋山政府委員 本條ハ全ク訓示的ノ規定デアリマス、制

裁ハアリマセヌ、又時間ノ制限モ無イノデアリマス

○横山(勝)委員 是ハ裁判所ノ規定デアリマスカラ、餘リ

多クノ差支ハ無イカモ知レマセヌ、殊ニ既ニ公訴ヲ受ケテ

居ル場合ノ、八十三條以下ヲ承ケテ來テ居ル規定デアリマ

スカラ……併ナガラ實際ニ於テ、警視廳等デハ朝呼出シテ

置イテ、晚マデ待タスヤウナコトガアリマス、檢事局等ニ於

テモ人ヲ呼出シテ、五時間モ、十時間モ待タセル例ガアル、

併シソレハ事務ノ繁閑ニ依テ、劃一ノ時間ヲ制限スル譯ニ

ハ行キマスマイト思ヒマスガ、併ナガラ既ニ猶豫セズ取調

ベルト云フ規定ヲ置イタ以上ハ、何トカ明カナル時間ノ制

容易ニ犯罪事實ヲ自白セヌ場合ニハ、檢事局ノ取扱トシ

テ、五日モ六日モ續イテ召喚シタト云フ例モアリマス、東京

區裁判所ハ、今デハ軒下ニ摒ノヤウナモノガ出來テ、人間ノ

居ル場所ガ出來テ居ルガ、以前ハ屏ガ無イ、其所へ百人モ二

百人モ人ヲ呼出シテ炎天ノ際ニ木ノ根ニ腰掛ケタリ、軒下

ノ土臺石ニ腰ヲ掛けタリスルヤウナコトヲシテ、毎日々々

呼出サレタ例ガアリマス、今日モ晚マデ、明日モ晚マデ、明

後日モ晚マデト云フヤウナ例ヲ私ハ二件持テ居ル、本所

ノ洋傘ヲ製造スル人間デスガ、檢事局ヘ四五日連日呼出サ

レタ結局病氣ニナツタ、何時モ晝飯ヲ食ハヌ、モウ晝ダト思

テモ、今呼出ガアルカモ分ラスト云フノデ、一時二時ニナリ

晚マデ待タサレタ末ニ、又明日來イト言ハレル、モウ一ツハ

羽田ノ漁夫ニ鬪スル事件デアリマスガ、水上署カラ東京區裁

判所ニ廻サレタ窃盜被告事件、是モ連日呼出サレタ、十二月

ノ寒忙シイ時期ニ……ソレデ私ハ檢事ニ交渉ヲシテ

サウ毎日々々朝カラ晚マデ待タセルト云フコトハ、全ク不

當デアルト云フコトデ、漸ク解決シタコトガアリマス、今頃

ノ檢事局ヤ裁判所デハ、サウ云フ事ハゴザイマスマイガ、速

ニ調べルト云ヅモ、一時間テ調ペルノモサウデアル、サウスルト地方

中ニ入ル、一時間テ調ペルノモサウデアル、サウスルト地方

裁判所デモ、被告人ノ待ツ所ハ沟ニ不完全ナモノデアル、是

ハ寒暑ヲ通シテ呼出ニ應ジタル被告人ヤ證人等ノ迷惑スル事

デアル、是ハ裁判所ガ惡意ヲ以テシタ場合ノミテハアリマ

セヌ、惡意ヲ以テスルコトハアリマセヌデセウガ、事務ノ都

合上サウナルコトモアラウト思ヒマス、ソコデ單ニ速ニヤ

レト云フコトグケデハ、召喚ニ應ジタル被告人ノ利益ヲ保

護スルニ、甚ダ不安デアルト考ヘテ居リマス、ソレデアリマ

スルカラ、他ノ場合ノ用例ニ倣テ、其日ノ中ニ調ペルトカ

或ハ三時間ナリ五時間ナリノ中ニ調ペルト云フヤウニ、何

トカ制限ヲ設ケナケレバ「速ニ」ト云フ趣旨ヲ貫徹スルコト

ガ困難ト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○秋山政府委員 召喚ニ依ッテ裁判所ヘ出頭シタル者ハ、被

告人或ハ關係人等ヲ問ハズ、隨分長イ時間ヲ空シク待タサ

レテ、迷惑ヲシタト云フコトハ屢々私共ノ聞ク非難デアリ

マス、司法官憲ト致シマシテハ、非常ニ注意シナケレバナラ

ナイ事柄デアリマシテ、僅カ其等ノ事ノ爲ニ、國民ガ裁判所

ト云フモノヲ一種ノ厭フベキモノト感スルヤウニナル、ソ

レガ強イ原因ヲ成シテ居ルヤウニ思フノデアリマシテ、銳

意其點ノ改善ヲ圖シテ居ル次第デアリマス、自白シナケレバナラ

連續シテ何日モ喚ブト云フヤウナコトハ、全ク有リ得ベカ

ラザル事デアリマシテ、左様ナ場合デナクテモ、實際事務ノ

都合上空シク歸スト云フコトモ、實際已ムヲ得ズ生ズルコ

トガアルノデアリマス、只今横山君カラ仰セラレク晝飯モ

食ハズニ待テ居ラタト云フコトハ、東京區裁判所方建築ガ

不完全、手ガ不十分ナ時、最後ノ時代ニ私ハ自分ノ經驗トシ

テ、區裁判所ノ檢事局ニ在勤シテ居タ關係上、之ヲ目撃シ

クノデアリマス、確ニ此間ニハ幾多ノ弊害ガ生ジタモノト

思フノデアリマス、隨分其點ニハ意ヲ用牛マシテ、遂ニ呼出

人係ノ書記一人ヲ定メマシテ、其喚出人係ノ書記ハ呼出人

待テ居ルト云フヤウナ者ガアッタナラバ、ソレヲ記載シテ

各檢事ノ手許ヘ差出シ、各檢事ハ其書面ヲ見タナラバ、直ニ

之ニ對シテ相當ノ處理ヲ執レ、午前中呼出シタ者ノ取調ガ

午後ニナルコトガ明ニナツタナラバ、直ニ其事ヲ呼出しニ知

ラシメヨ、サウシテ自由ニ食事ノ時間ヲ擇ブヤウニサセナ

ケレバナラナイト、可ナリ細カイ點マデ色々ノ注意ヲ致シ

マシテヤツテ居タノデアリマスガ、尙ホ不平ノ聲ヲ聞イタ

ヤウデアリマス、ソレハ非常ニ澤山ニ裁判所ノ手ヲ殖シマ

シテ、一日ニ定メタ人間ヲ必づ調ペルト云フヤウニデモ致

セバ宜カモ知レマセヌガ、今日ノ手ヲ以テ今日ノ事件ヲ

處理スル上ニ於テ、ドウシテモ一日ニ是丈ノ人間ヲ調ペル

ト云フ豫定ラシテ呼出ス、其呼出人ノ中ニ來ナイ者ガアレ

バ、手ヲ空シクシテ時間ヲ空シクシマス、ゾコデ豫備ニ呼出

ストソレガ案外全部來テ、殊ニ事柄ガ紛糾シテ、全部ノ呼出

人ヲ調べ切レナカッタ云フヤウナ事ガアリマシテ、實際之

ヲ完全ニヤルニハ種々ノ困難ガアリマス、唯夕法律ト致シ

マシテハ、其日ノ中ニ調ペヨトカ——「速ニ訊問スヘシト

云フ中ニハ、其日ノ中ニ調ペヨト云フコトヲ含ンデ居ルノ

ハ勿論デアリマスガ、法律ノ中ニ其日ノ中ニ調ペヨト書ク

ヲモ如何デアリマスレバ、是ハ二時間内、或ハ三時間内ト盡

一ニスルコトモ運用上ニ困リマスカラ、法律トシテハ速ニ

訊問セヨト云フニ止メマシク、併シ手ガ明イテ居ルニ拘ラ

ズ、又被告人ガ出頭シテ居ルニ拘ラズ、調ペナカッタ云フ

コトニナリマスレバ、是ハ職務ヲ缺イタモノデアリマシテ、

職務上ノ責任ヲ負フベキモノト考ヘマス、要スルニ法律ト

シテハ、即時ニ訊問ヲセヨ、職務取扱上出來ルタケ速ニ訊問

セヨト云フ程度ニ止メル外、方法ハ無カララウト思ヒマス

○黒住委員 此法文ニ直接關係アリマセヌガ、横山君ノ御

シテハ、即時ニ訊問ヲセヨ、職務取扱上出來ルタケ速ニ訊問

セヨト云フ程度ニ止メル外、方法ハ無カララウト思ヒマス

明日來イト云フ譯デ追歸サレル、ソコデ私ノ御問セントスルノハ是カラデアリマス、北海道ハ御承知ノ通り各季ニナレマスト、内地ニ想像スルヤウナモノデナイ、此寒サニ座蒲團ヲ以前ハ茶番ガ貸シテ居リマシタガ、ソレヲ控訴院長ガ忌避シマシタ、此不平ハ非常デアリマス、此控訴院長ハ柿原君デアリマスガ、私ハ辯護士會長トシテ談判ヲ致シマシタ、ドウ云フ譯デサウ云フ事ヲスルカト聽キマスルト、院長ハドウモ座蒲團ノ賃銀ト云フモノヲ一定シナイ、空ノ額ヲ見テ餘計取ツタリスルカラ、取締上忌避シタノダト云フ一片ノノ挨拶デ、座蒲團ヲ老人病者ガ參リマシテモ絶対ニ貸サセナイ、私ハソレハドウモアナタ方ノ御希望ナサル、一定シタ賃銀デ貸借ヲシナインハ弊害ハアリマセウガ、賃銀ニ拘ラズ、老人病者ハ之ヲ借りタトイト言フ、是ハ言フマデモナイ話デアル、故ニ斯ウ云フ事ハ自由ニヤラセテハドウデス、人民控所トアルノヲ「民衆控所」書直シテモ、檢事局ト豫審ノ區別ナク、一體裁判所ト云フモノガ、人民ノ怨府ニナルデモナリマセウト言ツタコトガアリマスガ、此議ハ容レラレナカ、タ、最近札幌ニ移轉シマシタガ、ドウ云フコトニナシテ居リマスカ知リマセウガ、斯ウ云フ事ニ付テ本當ハ各裁判所長ノ適宜ニヤルコトニ一任ナサッテ居ルノデアリマスカ、或ハ人民ノ権利ヲ尊重スル爲ニ、相當行届イタル訓示ヲ出サレテ居ルノデアリマスカ此機會ニ於テ一寸伺ヒマス

○秋山政府委員 裁判所ニ出頭スル者ノ中ニハ、被告人モアリマセウ、無論被告人ダカラ、不都合ナ取扱ラシテモ宜シトイ云フ次第デアリマセウガ、兎ニ角事件ニハ何ノ關係モ無イ者モアルノデアリシテ、裁判所ニ出頭シタル者ニ對シテ成ベク便宜ノ處置ヲ執レト云フ事ハ、本省ト致シテハ常ニ執フテ居ル方針デアリマス、特ニ是等ノ事ハ文書上之ヲ訓示シテ、座蒲團ヲドウセヨ、煙草盆ヲ出サセヨ、辦當ハ云々トシテ云フ事迄ハ、本省ハ細ク訓示シタ例ハアリマセウガ、大體ニ於テ必要ノ無イ苦痛ヲ感ゼシムルコトハ、避ケナケレバナラスト云フコトハ絶エス訓示シテ居ル所デアリマス、ドウ云フ趣意カラ柿原院長ガ座蒲團ノ禁止ヲ致シタカ存ジマセヌガ、北海道ノヤウナ寒イ所ニ於テ唯タ賃銀ガドウデアルト云フコトノ爲ニ絶對ニ之ヲ禁止スルト云フヤウナコトハ、本省ノ執フテ居ル方針トハ一致シテ居ラナカタス、ドウ云フ趣意カラ其趣意方完全ニ徹底セヌト云フコトハ、斯様ナ細カイ事柄デアリマシテ、ソレガ積リ積テ實際裁判所ト國民トノ乖離ヲ調和スルト云フコトハ、在朝在野ノ

法曹ノ悉ク一致シテ之ニ努メナケレバナラヌ所デアリマスカラ、御心付ノ際ニハ當局ニ申出デ、御注意ヲ戴キ、疏通ガ圖レナイ場合ニハ、本省ハ御申出ヲ願フテ、之ヲ改メシムル方針ヲ執ル、斯様ナ方針デ進ンテ戴キタイト云フ希望ヲ當局トシテハ有シテ居ル、次第デアリマス

○黒住委員 今申シタ通り交渉シテモ中々禁ヲ解カヌ様ナ有様デアリマスガ、一體司法大臣ノ訓示モ、總長ノ訓示モ、最近ハ大分人民ニ對シテ温情アル御訓示ガアッテ、人權尊重ノ趣旨モ能ク看取シ得ラル、ノデアリマスガ、其實ヲ擧ゲルト云フコトニ付テ、本省ハ如何ナル方針ヲ執ラレテ居ルカ、本省ニ各長官ヲ集メテ、一場ノ演説ヲ爲サレ、訓示ヲ爲サツタキリデ、後ハ野トナレ山トナレトコトニ立タヌ、各長官ハソレノ個性ガ違フノデアリマスカラ、私共遺憾ニ思フノハ、時々司法大臣其他本省カラ視察ニ御出ニナリマスガ、今ノヤウナ事ハ人民控所ヲ御覽ニナレバ直グ分ルノデアリマス、然ルニ從來ノ司法當局ノ御視察ハ、一向サウ云フ所ハ御覽ニナラナイ、辯護士ノ控所ニ御出ニナッタコトモ、私ハ殆ド一十年近ク辯護士ヲシテ居リマスルガ、曾テ知ラナイ位デアル、斯ウ云フコトニ對シテハ冒頭ニ申シマシタヤウニ、司法省ノ任務ヲ帶ビテ御出張ナサル人ハ、單ニ訴訟事件トカ、形ソ方カラバカリ視察サレル、裁判所ノ方ハ長官ガ來ルト云フノテ準備ヲシテ居ル、其物ダケヲ視テ、前來私カ遺憾ナ點ヲ申上ゲル方面ニ向ッテ、視察ヲ爲サルト云フコトハ甚ダ不徹底デアリ、又訓示ノ趣旨ヲ裏切ッテハ居ナイカ、斯様ニ考ヘマスルガ、其點ハドウデアリマスカ

○秋山政府委員 如何ニモ御尤ナ次第デアリマスガ、大體ノデ、巡視モ隨分間ガアリマスルシ、巡視スルニ方リマシテモ、期日ナドガ十分分デアリマセヌノデ、隨分不徹底ナ點モアルコト思ヒマベルガ、本省ノ考トシテハ、出張致シマシテ、單ニ民刑ノ事件ダケヲ見ルト云フヤウナ趣意デハナインデアリマス、無論地方ノ民情モ見ナケレバナリセマヌシ、裁判所在勤ノ人物如何、土地ノ在朝在野ノ法曹ノ地方ノ改善ニ協力スル工合ガドウデアルカ、訴訟ノ關係人ニ對スル取扱ハドウ云フ風ニナシテ居ルカ、等ノ諸般ノ點ニ注意スルモノ差支アリマセヌガ、例へテ見レバ正當ノ理由ガアッテ出頭スルコトガ出來ナイ場合、而モ其出頭スルコトノ出來ナイハ召喚ヲ受ケタル被告方單ニ期日ニ出頭セザル故ヲ以テ、更ニ召喚シ、又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得トナッテ居リマスケレドモ、惡意ヲ以テ出頭セヌ者ハ、此制裁ニ服スルコトハ毫モ差支アリマセヌガ、

○鵜澤委員長 第八十六條、第八十七條ヲ一緒ニ議題ニ供シマス

○横山(勝)委員 八十六條ニ付テ御尋シマスガ、八十六條ハ召喚ヲ受ケタル被告方單ニ期日ニ出頭セザル故ヲ以テ、更ニ召喚シ、又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得トナッテ居リマスケレドモ、惡意ヲ以テ出頭セヌ者ハ、此制裁ニ服スルコトハ、出張ニ際シマシテ大臣カラ出張員ニ命ジマシテ、又命ゼラレナクテモ分々テ居ル事柄マデモ命ジマシテ、出張ヲ致シマス、併ナカラ其趣意方完全ニ徹底セヌト云フコトハ、頗る人ニ依テ無論不足ナ所ガアルノデアリマス、唯タ併ナガラ趣旨ハ決シテ裁判所ノ内部ノ事件ダケヲ見テ來レバ宜イト云フ譯デハアリマセヌノデアリマスカラ、此一ツノ事項ニ付テ御尋シタ

○林政府委員 第一ノ御尋ニ付キマシテハ、法文ニハ單ニ召喚シ、又ハ勾引スルコトヲ得トアリマシテ、何等制限ノ規定ガ無イノデアリマス、併ナガラ今御尋ノヤウナ場合ニ、直ニ勾引スルト云フコトハ實際上アルマイト思ヒマス、勾引ト云フコトハ公力ヲ用キナケレバ、被告人ヲ出頭セシムルコトガ出來ナイト云フ場合ニスルモノナルコトハ、法律ノ精神ノ上カラ疑ナイ、無論已ムヲ得ヌ場合ニ起ル意味デアル、出テ來メカラ直グ勾引スルト云フコトハ、是ハ有リ得ベカラザル事ト考ヘテ居リマス、ソレカラ第二ノ點ハ禁錮以上ノ刑ト云フコトニ制限ハ無イ、隨テ罰金以下ノ刑ニ當ル場合ニモ適用ガアルコトニナリマス、現行法モ豫審ニ於ハ同ジヤウナ事ニナシテ居リマス、矢張出テ來テ貰うテ辯解ヲ聽クト云フコトガ、罰金以下ノ刑ニ當ル者ニモ必要デアル、ソレデ共區別ヲ此所ニハシマセヌ

○横山(勝)委員 八十六條ハソレデ宜シウゴザイマス、八十七條ハ是ハ先ニ質問シテ居リマスカラ止メマス

○鶴澤委員長 第八十八條——第八十九條——第九十條——第九十一條——第九十二條——

○横山(金)委員 此九十二條ハ先ニ一度ゴザイマシテ、注意規定デアル、訓令規定デアルト云フコトデアリマスガ、條文ノ趣意ハ能ク分ッテ居リマスガ、九十二條デモ、百四十四條デモ、餘リニ能ク分ッタ道理ガ闡明セラレテ居ルノデアリマス、裁判ヲ爲サル御方、起訴ヲ爲サル檢事、其他ノ人ノ注意規定トシテハ、殆ド吾々ノ考カシマスト、行過ギテ居位ニ徹底的ニ行屆イタ條文デアリマス、而シテ是ハ確ニ此意規定トシテハ、殆ド吾々ノ考カシマスト、行過ギテ居ル、現行刑事訴訟ノ人權尊重ト云フ意味ヲ、一層公ニスルト云フ意味ニ於テ置カレタモノデゴザイマスカラ、良イ規定デアルト思ヒマスルガ、先日御尋ヲ致シマシタ如ク、此場合ニ私ハ此條文ニ牽連ヲシテ、訓令若クハ注意規定デアルト思ハレル、現行刑事訴訟ノ事ヲ御尋致シマス、被告人ガ無罪ノ言渡ヲ受ケマシタ時分ニハ、判事、檢事、裁判所書記、其他ニ對シテ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス、但シ故意ノ場合ハ此限ニ在ラスト云フ規定ガアルノデアリマス、本案ニ至テハ現行刑事訴訟ノ十三條ト共ニ其形ヲ絶タレタ、現行刑事、訴訟法ノ第十三條ハ、民法ノ不法行為ニ讓リト云フ御答辯ヲ得テ満足ヲシタノデアリマス、獨リ十四條ノ規定ニ至リマシテハ、此規定ヲ省クト、現行ノ民法ノ不法行為ノ本則ニ依リマシテ、或ハ判事、檢事、其他ノ人々ハ、其職務上ノ事ニ關シテモ、不法行為ノ原則ニ依テ訴ヲ受ケハシナカト云フ疑ガ起ルノデアリマス、例ヘベ判事ニ致シマシテモ、不羈獨立ノ検事ニ於テモ、安心ラシテ、躊躇逡巡ゼシテ職務ヲ執行スルト云フ上ニ於テハ、少クトモ現行刑事訴訟法十四條ノ如キ規定ハ、或ハ尙且ツ必要ニハアラズヤト云フ觀念ガ起

○横山(勝)委員 其點ハ前回トナタカニ御答シタノデアリマスガ、刑事訴訟手續ニ關與シタ官吏ハ、賠償ノ責任ヲ負フカドウカト云フコトハ純粹ノ民事關係デアリマシテ、サウシテ其純粹ノ民事關係ノ問題ヲ刑事裁判所ニ於テ、刑事訴訟手續ニ依テ審判スル必要ガアルカト云フト、ソレハ全ク無イ、私訴ノ方ハ公訴ノ審理ト聯絡シテ調ベルト云フ非常ニ便宜ガアル、併ナガラ今御尋ノヤウナ場合ハ、事件ガ済ンデソレカラ逆ニ訴ガ起ル場合ニアリマスカラ、要スルニ参考ニスルト云フナラバ、前ノ事件ノ記錄ヲ参考ニスルダケデアリマス、引續イテ審判ヲシテ行ク譯ニハ行カナイ、全ク別ノ手續ニスルノデアリマスカラ、之ヲ刑事訴訟法ノ中ニ入レルト云フコトガ、ドウモ筋道モ適當ナナイ、實際上何等意味ガ無イ、ソレデ全然是ハ民事關係デアルカラ、刑事訴訟法ノ方カラ除クコトニナリマシク、唯夕御尋ノ民事關係トシテドウカト云フコトハ、是ハ餘程ムヅカシイ問題ノヤウデアリマシテ、官吏ノ職務上ノ行爲ニ付テ、不法行為ノ原則ガドコマデ行クカ、私一個ノ意見ハアリマスガ、全ク刑事訴訟ニ關係ガ無イカラ責任ヲ持テ御答ヘルコトモ出來ヌ、又必要モ無イノデアリマス、サウ云フ次第ニ民事關係ニ譲テ省イタ、是ダケノ趣意デアリマス

○横山(勝)委員 サウ致シマスト、司法當局ト致シマシテハ、此後ニ於テ現行民法ノ改廢ヲ爲サルト云フ御考ハアルノデアリヤスカ

○林政府委員 民法ノ改廢ト云フコトニナルカドウカハ別問題デアリマスガ、被告人ガ無罪又ハ免訴ノ判決ヲ受ケタヤウナ場合ニ、之ニ對シテ如何ナル處置ヲ執ル方ガ宜イカト云フコトハ、司法當局ニ於テ多年研究ヲ致シテ居リマス、斯ル其問題ト率速シテ、只今御尋ノ問題モ解決セラル、時機ガ將來アラウ思ヒマス

○横山(勝)委員 九十二條ニ付テ御尋シマス、被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テ、其身體名譽ヲ保全スル事ニ注意セヨニ拘ラズ、勾留セザル場合ハドウスル、被告人ヲ召喚シ、若クハ起訴シタガ、マダ勾留ハシナイト云フ時分デモ、斯ウ云申上ゲタイノハ、勾留シタル場合ニサウ云フヤウナ注意ヲスル合モアラウト思フ、特ニ斯ウ云フ規定ヲ置ク場合ニ於テ、身體ト名譽ノミニ限定シタ理由ハ、下ウ云フ譯デアリマスカ、テ監獄ニ入レル方法ニシテモ、丁寧深切ニセイトカ、財產ト時計ヲ持テ居ル者モアルカラ、何モ身體名譽バカリガ行クノデハナイ、財產ニ於テモ相當ナ注意ヲ拂ッテヤラナケレバナラヌ場合モアラウト思フ、特ニ斯ウ云フ規定ヲ置ク場合ニ於テ、身體ト名譽ノミニ限定シタ理由ハ、下ウ云フ譯デアリマスカ、

○林政府委員 本條ハ身體ト名譽ニ限定スル趣意ハ含んで居ラヌノデアリマス、注意規定デアリマスカラ、根本ノ原則精神ヲ現セバソレデ宜シト考ヘマスノデ、身體名譽ト主ナルモノヲ此處ニ擧ゲマシテ、サウシテ被告人ハ假令嫌疑ハ受ケテ居ルケレドモ、十分迷惑ニナラヌヤウニ注意シナケレバナラスト云フ、法律ノ精神ガ現レテ居ルノデアリマシテ、身體名譽ニ付テハ注意スルガ、外ノ事ハ注意シナクテモ宜イト云フ制限的ノ意味ハナイノデアリマスニナラヌヤウニ致スベキコトハ當然ノ事デアリマシテ、特ニ明文ヲ要セヌ次第アリマスガ、勾留セラレタ場合ニ付キマシテ、從來色々ノ議論モアリ、問題モアリマシタ、デ實際ニ監獄デ例ヘバ既決監ニ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ニ取調ノ必要上、未決監ニ置ク方ガ宜シト云フコトハ隨分アリマス、サウ云フ場合ニハ、既ニ既決囚トシテ拘束ヲサレテ居

ルノデアリマス、其點ニ對シテ御所見ヲ承リマス

○林政府委員 其點ハ前回トナタカニ御答シタノデアリマスガ、刑事訴訟手續ニ關與シタ官吏ハ、賠償ノ責任ヲ負フカドウカト云フコトニ依テモ明ニナッテコトハ、搜查ハ祕密デアルト云フコトニ依テモ明ニナッテシテアリマスノハ、勾留シタル場合ニ關係スル、ソレデ特ニ勾留シタ場合ニ關與シタ官吏ハ、賠償ノ責任ヲ負フカドウカト云フコトハ純粹ノ民事關係デアリマシテ、サウシテ其純粹ノ民事關係ノ問題ヲ刑事裁判所ニ於テ、刑事訴訟手續ニ依テ審判スル必要ガアルカト云フト、ソレハ全ク無イ、私訴ノ方ハ公訴ノ審理ト聯絡シテ調ベルト云フ規定モアリマス、其趣意テ出來テ居リマス

○横山(勝)委員 私ハ勾留シタル場合ニ斯クノ如キ規定ガ必欲デアルナラバ、勾留セザル場合ニ於テハ、尙更必要デアラ考ニスルト云フナラバ、前ノ事件ノ記錄ヲ参考ニスルダケデアリマス、引續イテ審判ヲシテ行ク譯ニハ行カナイ、全ク別ノ手續ニスルノデアリマスカラ、之ヲ刑事訴訟法ノ中ニ入レルト云フコトガ、ドウモ筋道モ適當ナナイ、實際上何等意味ガ無イ、ソレデ全然是ハ民事關係デアルカラ、刑事訴訟法ノ方カラ除クコトニナリマシク、唯夕御尋ノ民事關係トシテドウカト云フコトハ能ク御説承ト思ヒマス、現入レルト云フコトガ、ドウモ筋道モ適當ナナイ、實際上何等意味ガ無イ、ソレデ全然是ハ民事關係デアルカラ、私一個ノ意見ハアリマスガ、全ク刑事訴訟ニ關係ガ無イカラ責任ヲ持テ御答ヘルコトモ出來ヌ、又必要モ無イノデアリマス、サウ云フ次第ニ民事關係ニ譲テ省イタ、是ダケノ趣意デアリマス

○横山(勝)委員 サウ致シマスト、司法當局ト致シマシテハ、此後ニ於テ現行民法ノ改廢ヲ爲サルト云フ御考ハアルノデアリヤスカ

○林政府委員 民法ノ改廢ト云フコトニナルカドウカハ別問題デアリマスガ、被告人ガ無罪又ハ免訴ノ判決ヲ受ケタヤウナ場合ニ、之ニ對シテ如何ナル處置ヲ執ル方ガ宜イカト云フコトハ、司法當局ニ於テ多年研究ヲ致シテ居リマス、斯ル其問題ト率速シテ、只今御尋ノ問題モ解決セラル、時機ガ將來アラウ思ヒマス

○横山(勝)委員 九十二條ニ付テ御尋シマス、被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テ、其身體名譽ヲ保全スル事ニ注意セヨニ拘ラズ、勾留セザル場合ハドウスル、被告人ヲ召喚シ、若クハ起訴シタガ、マダ勾留ハシナイト云フ時分デモ、斯ウ云申上ゲタイノハ、勾留シタル場合ニサウ云フヤウナ注意ヲスル合モアラウト思フ、特ニ斯ウ云フ規定ヲ置ク場合ニ於テ、身體ト名譽ノミニ限定シタ理由ハ、下ウ云フ譯デアリマスカ、テ監獄ニ入レル方法ニシテモ、丁寧深切ニセイトカ、財產ト時計ヲ持テ居ル者モアルカラ、何モ身體名譽バカリガ行クノデハナイ、財產ニ於テモ相當ナ注意ヲ拂ッテヤラナケレバナラヌ場合モアラウト思フ、特ニ斯ウ云フ規定ヲ置ク場合ニ於テ、身體ト名譽ノミニ限定シタ理由ハ、下ウ云フ譯デアリマスカ、

○林政府委員 本條ハ身體ト名譽ニ限定スル趣意ハ含んで居ラヌノデアリマス、注意規定デアリマスカラ、根本ノ原則精神ヲ現セバソレデ宜シト考ヘマスノデ、身體名譽ト主ナルモノヲ此處ニ擧ゲマシテ、サウシテ被告人ハ假令嫌疑ハ受ケテ居ルケレドモ、十分迷惑ニナラヌヤウニ注意シナケレバナラスト云フ、法律ノ精神ガ現レテ居ルノデアリマシテ、身體名譽ニ付テハ注意スルガ、外ノ事ハ注意シナクテモ宜イト云フ制限的ノ意味ハナイノデアリマスニナラヌヤウニ致スベキコトハ當然ノ事デアリマシテ、特ニ明文ヲ要セヌ次第アリマスガ、勾留セラレタ場合ニ付キマシテ、從來色々ノ議論モアリ、問題モアリマシタ、デ實際ニ監獄デ例ヘバ既決監ニ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ニ取調ノ必要上、未決監ニ置ク方ガ宜シト云フコトハ隨分アリマス、サウ云フ場合ニハ、既ニ既決囚トシテ拘束ヲサレテ居

ル人ナンデスカラ、第一項ノ原因ガナクテモ、未決勾留ニ處シテ宜シイ、是ダケノ意味デアリマス  
○原委員 此九十二條ノ注意規定ハ、誰ニ注意スル意味ノ規定デアリマセウカ

○林政府委員 之ニ關興スル職員ニ注意スルノデス

○原委員 外ノ條文ニ比較シテ見ルト、隨分其職務ニ當ル人ヲ侮辱シタ規定ノヤウニモ思ハレルノデアリマスガ、斯ウ云フ事ニ注意シナイ職員ガ一體アルト思ハレルノデスカ、私共此條文ヲ見タ時ニ、實ハ此規定ニ驚イタノデスガ、先刻ノ召喚ニ依テ出頭シタ被告人ハ速ニ訊問スル、其速ニト云フコトハ、裁判所デ當然分ツテ居ルカラ何モ議論ハ無イ、常識デモ分ツテ居ル、其見地カラ見ルト、是ハ隨分酷イ規定デアルヤウニ思ハレマスガ、斯ウ云フモノヲ設ケラレタ趣意ガ外ト釣合ガ取レヌノデスガ、文字其モノ、意味ハ能ク分ナムスケレドモ、此處へ規定シテ置カレタ趣意ガ能ク分ラヌノデスガ……

○林政府委員 法律ノ精神ヲ法文ニ現スト云フコトハ、適當ノ事デアリマシテ、ソレニ關係スル人ニ對スル侮辱ニナルト云フコトハ、當局ノ考及バザル所デアリマス

○鶴澤委員長 私一寸此九十二條ノ理由ヲ一ツ讀ンデ速記シテ戴キタイト思フ、只今原君御質問ノ趣モ多少是デ明白ニナルト思ヒマス、「被告人ノ勾留ハ未タ其ノ罪責定ラサルニ先タチ身體ノ自由ヲ拘束スルモノニシテ其ノ目的トスル所ハ逃亡ヲ防ギ罪證滅ノ虞ナカラシムルニ外ナラス故ニ罪責ノ定マルニ至ルマテ清白人ヲ以テ遇シ目的ヲ達成スルニ必要ナル限度ヲ超ヘテ之ニ苦痛ヲ與フルコトアルヘカラス本條ノ趣旨ニ則リ努メテ被拘禁者ノ身體名譽ノ保全ニ注意スヘキコトヲ訓示ス此ノ事タルヤ事理極メテ明白ナルモ豫斷ノ爲失誤ニ陥リ世上ノ評論ニ動サレテ不當ノ取扱ヲ爲シタルノ例絶無ニ非ス事極メテ緊要ナルヲ以テ特ニ訓示的規定ヲ置キ万一人失ナカラシメンコトヲ期ス是ハ多分或有名ナル事件ニ付テ、世上ノ物議ガ眞然タルコトガアリマシタノデアリマス、サウ云フ點ノ關係ガ重キヲ爲シ、或ハ又從來ハ公訴ヲ起サレ、バ、豫審ニ付セラレルト云フト直ニ被告人ハ有罪デアルカノ如ク世間モ考へ、又一部ノ人モソレヲ考ヘテ居タノガ、此訴訟法ニ於テハ罪責ノ確定スルマデハ先づ無罪ノ人ト云フヤウナ趣旨ニ見ルト云フ、其根本主義ガ認メラレテ、其中ノ一部ガ此規定ニ現レタモノデハナカラウカト思フノデアリマスガ、其通リデセウ

○林政府委員 全ク共通リデアリマス

○横山(勝)委員 原君ノ質問ニ率聯シテ、九十條ノ末項デ雖云々、是ハ是デ宜シイヤウデアリマスガ、既決囚ノ勾留

ト云フコトニナリマスト、其刑罰ヲ行シテ居リマス其刑期ト云フモノハ、ドウ云フ工合ニナルノデアリマスカ、唯夕疑ガ起リマスノハ、被告人ハ監獄ニ居テ勿論居所モ分ツテ居リマス、罪證ヲ湮滅スル虞モ無イ、逃亡ノ虞モ無イ、被告人ノ方ニハ何等過失ガ無イノニ既決ノ刑期ヲ執ル中ニ、未決ニ移サレルト云フト、自然ソレダケガ被告人ノ損失ニナリハシナイカ、是ハドウ云フ事ヲ以テ其點ヲ補ハレマスカ、是ダケヲ承リタイ

○林政府委員 只今ノ點ハ解釋上多少ノ論ガアルカ知リマセスガ、私一個ノ意見トシテハ、未決監ニ移スガ爲ニ、法律上刑ノ執行停止ト云フ原因ヲ爲スモノトハ思ヒマセス、矢張其期間ハ刑期ニ通算サレルコト、考ヘテ居リマス

○鶴澤委員長 第九十三條 第九十四條

○横山(勝)委員 此九十四條ノ申「檢事又ハ司法警察官ニ此九十四條ニ依テ、今申上げタ官吏ニ勾引ヲ囑託スト云フコトハ、裁判所ノ側ニ於テハ便利ニ感ゼラル、規定デアリマスガ、併ナガラ屢々申上ゲル通り、人權保護ノ見地ヨリシテ、人民ノ立場カラ申シマスルト、ドウモ檢事司法警察官ガ勾引スルト云フ事ハ、感情ノ上ニ於テモ甚ダ看過スペカラザルモノデアル、又實際ニ於テ檢事司法警察官ガ人ヲ勾引スル事實ガアリマスト、假令内部ニ於テ裁判長ノ囑託ガアッタ場合ニ於テモ、勾引セラル、者ハ、其事ヲ能ク諒解スルコトガ出來ナイ場合ガ屢々アルト思ヒマス、檢事司法警察官ガ裁判長ノ囑託ヲ受ケタト云、テモ、勾引ヲ受ケル方ノ側デハ其事柄ヲ能ク諒解シナイ場合ハ必ズ人權問題ヲ直グ起スコトニナルト私ハ思ヒマス、要スルニ是マデ屢々人權躊躇其他ノ問題ノ起リマシタノハ、吾々ガ信ズル所ニ依リマスレバ、實際人權ヲ躊躇シタ事實ガアリマス、ケレドモ時トシテハ當該被告人、若クハ被告人ノ周圍ニアル親戚故舊友人等ノ誤解ニ基ク場合モ屢々アル、私ハ司法警察官ガ被告人ヲ勾引スルト云フコトハ、得テ斯ウ云ウ疑惑ヲ招クガアル此理由ヲ承リタイ是ハ今私が申ス通り、ドウモ原則ガ裁判長ガヤルベキモノデ、命令トシテ檢事司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス」トアリマス、此條文ニ關シテ承リタイラウト云フノデアリマスガ、所が司法警察官ノ場合ガ幾ラモアラウト思ヒマス

○横山(勝)委員 サウスルト九十四條ノ二項ニハ「受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス」トアリマス、此條文ニ關シテ承リタイラウト云フノデアリマスガ、檢事ガ裁判長カラ委嘱ヲ受ケテ來ル、又其檢事ガ他ノ檢事ニ移囑スル、斯ウ云フコトノ規定ヲシタモノト思ヒマス、即チ司法官司法警察官ノ此權限ヲ認メテヤラウト云フノデアリマスガ、所が司法警察官ノ場合ガ省イヲアル此理由ヲ承リタイ是ハ今私が申ス通り、ドウモ原則ガ裁判長ガヤルベキモノデ、命令トシテ檢事司法警察官ニ許シテ、サウシテ直接被告人ヲ勾引スルト云フコトガ出来ルト云フコトハ、人權問題ヲ惹起スコトガアルト云フ場合ヲ心配シテ御尋シタノデアリマスガ、二項ニ付テ司法警察官ヲ省イタ點カラ見ルト、司法警察官ニハ轉囑ノ權利ヲ許シテハ、矢張人權問題デモ起スコトヲ御者慮ニナフテノ結果デアリマセウカ

○林政府委員 轉囑等ノ問題ニ付テハ、司法警察官モ外ノ官吏ト同様ノ權限ヲ認メルガ宜シイカドウカ、是ハ大分論議ガアリマシタガ、併シ之ヲ認メルト云フコトニナルト、司法警察官ガ他ノ司法警察官ニ轉囑スルト云フコトニナルノミナラズ、又司法警察官ガ豫審判事、區裁判所判事ニ轉囑スルコトニナルノデアリマスカラ、ドウモサウ云フ事ハ穩當デナイト感ジマシタカラデアリマシテ、一體司法警察官ニ勾引サレルト云フコトハ、勾引サレル者ノ側カラ十分分ル手續ニナツテ居リマス、殊ニ九十四條ノ場合ニ、裁判長ノ方デ勾引ガ必要デアルト認メテサウシテ囑託スル、囑託官吏モ妨ゲアルマイ、斯ウ云フ考カラ司法警察官ヲ除外シヤウ

○横山(勝)委員 政府委員ハ此九十四條ノ規定ハ、極メテ  
軽ク御扱ニナル御説明デアリマスガ、鬼ニ角司法警察官ガ  
人ヲ勾引スルト云フコトハ、從來ノ方針カラ申シマスト、非  
常ナル變革デアル、今仰セラレタヤウナ必要ナ場合ガ實際  
アルカドウカ知リマセヌガ、兎ニ角警察官ガ人ヲ勾引スル  
ト云フコトハ、現今ノ刑事訴訟ニ於テハ、法規ノ原則ヲ頭カ  
ラ破壊シタコトニナルト私ハ考ヘル、今政府委員御擧ゲ  
ニナリマシタ事例ハ、豫審判事トカ裁判所ノ所在地ト、被告  
人ガ現ニ所在シテ居ル所ト離レテ居ル場合、即チ船ニ乗ッテ  
外國へ行クト云フ場合デアルト斯ウ仰セラレマシタガ、九  
十五條デハ囑託ノ場合ガ規定シテアル、例ヘバ東京地方裁  
判所ノ裁判長ハ、翫町ノ日比谷署管内ニ被告人ガ現在スル  
場合ハ、之ヲ検事ニ囑託シテモ、司法警察官ニ囑託シテモ差  
支ナイ規定ガ出來テ居ル、ソレ故ニ裁判長、裁判官検事が悉  
ク司法當局ノ意ヲ諒得致シテ、何所マデモ人權ヲ尊重スル  
ト云フノデアルナラバ、吾々ハ特ニ急言疾呼スル必要ハ無  
イガ、併ナガラ吾々ハサウハ考ヘテ居ラヌ、天下到ル處人權  
蹂躪ノ事實ハ絶エナイノデアリマス、ソレ故ニ九十二條ノ  
ヤウナ規定ヲ設ケテ勾留シタル場合ニ、身體名譽ト云フモ  
ノヲ保護シヤウト云フ、注意ノ規定マデ御設ケニナル必要  
ヲ感ジテ居ル場合デアル、ソレニ對シテ裁判長ガ斯ウ云フ  
無制限ナル權限ヲ與ヘルナラバ、裁判長ガ豫メ囑託シテ置  
イテ、警察官ガ其名前ヲ記入シテ、勾引スルコトガ出來ナイ  
コトモ無イ、現在ハ有ルカ無イカ知リマセヌガ、隨分昔ハ勾  
引狀勾留狀ト云フモノニ豫審判事ノ氏名ヲ書イテ、印判ヲ  
捺シテ置イテ、或所ヘ預ケテ置イタト云フ事例ガアル、ソレ  
ニ名前ヲ書イテ持テ行ケバ何時デモ勾引ガ出來ルト云フ、  
是ハ便利デアルカモ知レヌガ、勾引狀勾留狀ハ裁判官ガ與  
ヘル趣旨ニナッテ居ルノデアルガ、之ニ依テ全然人權ガ蹂  
躪セラレテ居ルデ、法規ノ手前カラ見レバ例外的ニ見エテ  
ニモ或ハ又外國ノ人ニモ是ガ現レルト云フコトニナルト、  
ソレハ内部ニ於テ裁判長ガ、特殊ノ場合ニ囑託シテ居シタ  
テ、檢事又ハ司法警察官ガ人ヲ勾留スルト云フ事實ハ、人民  
通リデアリマス、サウスルト一概ニ言ヘバ、司法警察官ニ人  
ヲ勾引スル權利ヲ附與シタコトニナル、是ハ絕對ニ吾々ハ  
承認スルコトハ出來マセヌガ、サウ云フ處ハ無イト御認ニ  
ナリマセウカドウカ、一段進シダ御意見ヲ承リタイ  
○林政府委員 先程モ御答シマシタ通り、囑託ヲ致シタト

云フコトガ單ニ内部ダケデアツテ、外ニハ分ラヌト云フ關係  
デハアリマセヌノデ、勾引狀ニ明白ニ其事ヲ書キ、サウシテ  
特ニ脅本ヲ求メラント云フヤウナ關係ニナツテ居ル、囑託  
ニ依ツテ勾引狀ヲ出スト云フコトハ、誰カラモ分ルヤウナ法  
律ノ立前ニナツテ居ルノデ、サウ云フ弊ハアルマイト信ジテ  
居リマス

○權山(勝)委員 是ハ重大ナル事デアリマスカラ、私ハ例  
ヲ引イテ申シテ置キマス、此司法警察官ガ今現ニ輕微ナル  
事件ヲ即決令ニ依ツテ裁判シテ居ル例ヲ見マシテモ、取敢ヘ  
ズ人ヲ勾引シテ來テ、留置所ニ放り込ンデ置イテ、サウシテ  
後カラ道路妨害デアルトカ、輕微ナ罪名ヲ付ケテ、サウシテ  
徐々ニ取調ヲスルト云フヤウナ例ガ屢々アルコトハ、御承  
知ノ通りデアリマス、ソコデ吾々ガ常ニ司法警察官ニ向ツテ、  
何故現行犯デモナイ人間ヲ勾留スルカト云フコトヲ、法律  
ノ表面カラ責メテ行キマスト、ソレハ違警罪即決令ニ依ツテ  
斯ウ云フ刑名ヲ附ケテ罰シテ居ルノダト言フ、所ガ違警罪  
即決令ニハ、警察署長ガヤルコトニナツテ居ル、然ラバ署長  
ニ聽クト、署長ハマダサウ云フコトハ知ラナイケレドモ帳  
面ニハ記入シテアル、斯ウ云フヤウナ場合ガ屢々アル、即チ  
上司ノ命令ガ無イニモ拘ラズ、司法警察官ガ人ヲ牢獄ニ投  
ジテ、サウ云フ裁判形式ヲ以テ被告ヲ勾引シテ置イテ、後カ  
ラ裁判ヲ爲ス署長ニ報告ヲスルト云フ例ハモウ警察到ル處  
ニアル、サウ云フ例ハソレハ取締振ガ惡イノデ法律ガ惡イ  
ノデハナイト仰シヤルカ知レマセヌガ、サウ云フ人權蹂躪  
ノ虞ノアル事ヲ、法律ガ其原因ヲ助ケル一ツニナル、本案ノ  
九十四條モ矢張サウデス、斯ウ云フ事情ガアルト云ウチ現  
ニ勾引狀ヲ「ボッケット」ニ入レテ、勾引狀ハ後カラ見セルカ  
ラ來イ、即チ九十四條ノヤウナ規定ガアレバ、今日以後ニ於  
テハ、吾々ハ警察官ニ向ツテ人ヲ勾引スルノハ、ソレハ九十  
四條ノ規定ニ依ツテ矢張囑託書ヲ見セイ、囑託書ハ見セル限  
リニ非ズ斯ウ言ツタナラバ、全ク警察官ニ對シテ人權蹂躪ヲ  
セヨト云フ規則ニナルト私ハ考ヘル、司法當局ノヤウナ公  
明正大ナ御考ヲ持ツテ居ル警察官ハ餘り多ク無イ、人ヲ捕  
ヘテ來テ、一人デモ犯罪人ヲ多く擧ゲレバ、年末ノ賞與ガ多  
クナルト云フヤウナコトヲ考ヘテ居ル、サウ云フ人ヲ對手  
ニ斯ウ云フ明文ヲ設ケテ、司法警察官ニ偉大ナル權利ヲ與  
フル、裁判長ガ勾留狀ヲ發スルト云フ原則ヲ根柢カラ破壞  
スルコトニナルト思ヒマス、ノミナラズ私ノ言ウクコトガ  
司法當局ニアルト云フコトハ、第二項ニ於テ「受託官署ハ受  
託ノ權限アル官署ニ轉屬スルコトヲ得」ト云フ規定ヲ設ケ  
テ、即チ區裁判所ノ檢事ニ之ヲ許シ、司法警察官ニ之ヲ許シ  
テアルト云フコトデアル、ケンドモ先刻政府委員ノ説明ノ  
如ヤ事情デアルト、今横濱カラ船ニ乘ツテ遁ゲルトカ、神戸

○港カラ遁ゲルト云フ場合ニ、檢事ト云フヨリハ、司法警察官ノ方ガ勾引スル立場ニ立テ研究スル必要ガ重大デアル、矢張人格問題ヲ考慮シテ、此規定ヲ設ケテアルト私ハ考ヘルノデアリマスカラ、檢事又ハ司法警察官ガ人ヲ勾引スル權利ガアルト云フト云フ事ハ、假令例外デアッテモ、認メザルコトヲ以テ法案ノ趣旨トスルノガ相當デアル、殊ニ人權ヲ尊重スル立法ヲ以シツタル今日ニ於テ、斯ウ云フ條文ヲ作ルト云フコトハ、私ハドウシテモ承認スルコトガ出來スト思フ、更ニ進ンデ今私ノ申シタ事ハ、絶對ニ起ラヌト御考ニナルカ、特ニ聽イテ置キタイ

○林政府委員 今御尋ノ中ニ、司法警察官ガ勾引スル場合ニ、勾引狀ナドヲ見セズシテ先づ引張ツテ行ッテ、後デ勾引狀ヲ見セルト云フコトヲ言ハレバ仕方ガナイ、ソレ故ニ人權蹂躪ノ弊ガ起ルト云フ御話ガアリマシタガ、本案ニ於テハ其點ハ實ハ色々研究シ注意ヲ加ヘマシテ、百三條ニ「勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル裁判所ニ引致スヘシ」と斯ウアッテ、執行スル場合ニハ示スコトニナフテ居ル、此案ニ於テハ今御話ノヤウナ事ハ起ラヌ積リデアリマス

○横山(勝)委員 意見ノ相違ハ致方アリマセヌガ、私ノ意見トシテハ、矢張檢事司法警察官ニ引致ノ權利ヲ與ヘ、勾引ノ權利ヲ與ヘルコトハ何所マデモ反對デアル、隨テ第二項第三項共ニ修正ヲ要スル事項デアルト云フコトヲ、豫メ申上ゲテ置キマス

○秋山政府委員 此勾引狀ノ執行ハ、結局檢事司法警察官ニ依リテ爲サレルノデアリマス、判事が勾引狀ヲ發シテ、之ニ執行スル者ハ檢事司法警察官デアリマス、檢事司法警察官ガ勾引狀ヲ發付スルト云フコトダケニカラ入レラレテ、横山君ハ御考ヘノヤウニ見エマスガ、之ヲ純理ダケカラ論ジマスト、大變ニ從來ノ主義ヲ改メタヤウニナルノデアリマスガ、勾引狀ト云フモノガ、裁判長自身ノ手デ作成セラレルモノト、囑託ニ依テソノレガ檢事司法警察官ノ手デ作成セラレルモノト、其作成セラレル所ガ違フダケデアリマス、裁判長ハ九十四條ノ場合ハ囑託ノ形ヲ以テ發動スル、他ノ場合ハ裁判長ガ勾引狀ヲ作成シテ發動スル、裁判長ノ作成シテ發動スルト云フコトハ、囑託ヲシテ、謂ハベ裁判長ノ筆ノ先カ唯ダ少シ長クナルダケノ違デアリマシテ、何所マデモ裁判長カラ發動スル、裁判長ノ作成シタ勾引狀ガ檢事ノ手ニ渡リ、司法警察官ノ手ニ渡ツ、執行セラレルノデアリマス、唯ダソレヲ離レテ居リマスカラ、此方テ捨ヘタ勾引狀ヲ送テヤルト云フコトデハ間ニ合ハナイ、其方テ勾引狀ヲ作ツテサウシテソレヲ執行セヨ、斯ウナルノデアリマスカラ、實質ニ於テハ差異ガナイト考ヘテ居ルノデス

○横山(勝)委員 議論ハ避ケタインデアリマスガ、今秋山政府委員ノ御話ノヤウナ理由デアレバ、尙更私ハ反対セザルヲ得ナイ、ソレ程ノ必要ガ無イナラバ直ニ司法警察官ノ受託ニ依リ、人ヲ勾引スルノ権利アリト云フコトヲ、法律ノ表面ニ現ハス必要ハ無イジヤアリマセヌカ、ソレナラソレデ今日電信モ汽車モ、交通機關モ通信機關モ、發達シテ居ル世ノ中デアリマスカラ、何モサウ特殊ノ規定ヲ設ケテ、從來ノ立法ニ無イ検事ト司法警察官ガ、人ヲ來イト云フ権利ヲ現スト云フ必要ハ尙更無イト思ヒマス、デアリマスカラ、依然トシテ私ハ私ノ説ヲ固持シテ居リマスカラ

○秋山政府委員 今……

○鶴澤委員長 ドウデス、ソレハ意見ノ相違ノヤウデスカラ——第九十五條、是ハ別ニ無イデセウ

○鈴木委員 別ニ質問ト云フ程デモアリマセヌガ、「人相書」ト云フ文字ガアリマス、是ハ現行法ノ九十條、八十條ニモアルヤウデスガ、個人ヲ識別スルニモウ少シ進歩シタ手段ハアリマセヌカ、人相書デスルト云フノハ、昔風ナ方デ危険ナヤウニ思ヒマスガ、是ハ仕方ガアリマセヌカ

○林政府委員 御尋通リ人相書ダケデハ實際不便ナコトガアルノデアリマスガ、併シ法律ノ要件トシテハ、兎ニ角人相書ヲ付ケテト云フコトニ致シテ置キマシテ、實際ノ必要ニ應ジテ、人相書以外ノモノヲモ使ッテモ宜シノデアリマス、ソコハ實際ノ運用ニ任シテ宜カラウト考ヘマス

○鈴木委員 サウスルト、此中ニ指紋ナドハ無論這入リマスナ

○林政府委員 無論人レテ宜カラウト思ヒマス

鶴澤委員長 第九十六條

○横山(勝)委員 此九十六條ノ拘引狀ヲ發シテ、サウシテ人ヲ引致シテ來タ場合ニ四十八時間以内ニ其人ニ相違ナキヤ否ヤヲ取調フヘシトアリマス、是ハ立法ノ趣旨ハ贊成デアリマスガ、人相書等ニ依テ其本人カドウカラ調ヘルニ、四十八時間ト云フノハドウ云フ譯デアリマスカ、餘リ緩漫デナイカト思ヒマス、一寸見レバ直グ分ルモノデス、寫眞ナリ人相書ガアル年齢ガ適當シテ居ルカ、人相ガ合ツテ居ルクト云フコトハ、吾々民間カラ考へルト一瞥シテ分ル、ソレヲ勾引シテ來テ四十八時間猶豫シテ、四十八時間打捨テ、置イテ宜シトイ云フノハ、如何ニモ御役所ノ事デアルト云フモノカ、緩漫ニ失スルト考ヘマスガ、此四十八時間ト云フ根據ヲ承リタイ

○秋山政府委員 御間ノ御趣意ハ多數ノ場合ニ於テ洵ニ御尤ト思フノデアリマス、併ナガラ被告人ノ同一ナルコトヲ確メルニハ、人相書——只今鈴木君カラ御質問ニナタヤウモナ相書等デ確メル、是ハ必ズ間違ナイト云フ事ヲ定メル

ノハ、寫眞ト實物ト對照スルト云フヤウナ場合デアリマス  
ト宜イノデアリマスガ、ドウモマダヘソ事情ヲ取調べナケレバナラヌ必要ヲ生ズルコトガ時々起ルノデアリマス、或ハ見知合ノ者ヲ呼ンデ、何某ニ相違ナイカト云フコトヲ調べ必要ガアリマス、遠イ所へ送ルノデアリマスカラ送ラレル、被告人モ間違ハレテハ非常ナ迷惑デアリマス、可ナリ面倒ナ取調ヲ要シナケレバナラヌノデ、ソレカラ實際ノ吾々ノ經驗カラ申シマシテモ、其指定サレタ裁判所ニ送致スルニ當リマシテモ、種々準備ヲ要スルノデアリマス、人ヲ附ケテ送ルニ致シマシテモ、其附イテ行ク人間ガ準備ヲスル必要モアリマス、是ハ斯様ニ致シテ置キマシテモ、四十八時間ハ必ズ置クト云フノデハアリマセヌ、四十八時間内ニ少ナクトモ四十八時間内ニ、是ハ調ベナケレバナラヌト云フ制限デアリマシテ、其實際上カラ申シマスト、他ノ官廳ノ囑託ニ依リマシテ被告人ヲ勾引スル場合ハ、多ク其官廳ハ極力急グノデアリマス、ソンナ例カラ申シマシテ、大阪カラ東京ニ被告人ノ勾引ヲ囑託シテ來ル、其場合ニ例ヘバ警視廳ガ之ヲ執行政シマシテモ、警視廳トシテノ費用ヲ減ズルト云フコトハ、常ニ注意シテ居ルノデアリマスカラ、長ク留置クト云フコトハ極力避ケルノデアリマス、人違デナイコトガ確マレバ、早速其方面ニ向ッテ送致スルノデアリマシテ、此所ニハ從來ニ於テモ、九十六條ノヤウナ場合ニハ、人權躊躇ト云フヤウナ事ノ起ルト云フヤウナ餘地ハ無カッタラウト思ヒマス、成ベク早ク其囑託所ニ送ラウトスルノガ普通ノ傾向デアリマス、併ナガラソレ餘り短イ時間ニシテ置キマシテ、不完全ナ取調デハ人違ノ人間ヲ送タト云フヤウナコトガアッテハ、是コソ由々シキ事デアリマス、先ツ四十八時間モアッタラ、十分デアラウト云フ從來ノ經驗等ヲ參酌シテ、時間ノ制限方現レタ次第デアリマス  
○鶴澤委員長 第九十七條  
〔無シト呼フ者アリ〕

○鶴澤委員長 九十八條

○横山(勝)委員 此九十八條ニ前條第一項及第二項ノ規定ハ第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付之ヲ準用ス」トアリマス、サウスルト被告人ノ住所ガ分ラヌ時分ニ、勾引狀勾留狀ニ之ヲ記載スルヨコトヲ要セス、氏名ガ分明ナラヌトキニ、容貌體格其他ノ長所ヲ以テ示スベシト云フ此規定ヲ、九十四條ノ四項ト九十五條ノ二項ノ勾引狀ニ付之準用スルト云フコトニナルト、此九十四條ノ四項ノ勾引狀ト九十五條ノ勾引狀ト云フモノガ、極メテ寛大ニ取扱ハルコトニナルト考ヘマス、準用スルト云フト、矢張是ハサウ云フ事ヲシナイデ、本則通リニヤ。タラドウハ云フモノデス、即チ質問ノ意味ハ九十八條ノ「第二項」ト云フ字ヲ削ッタラ

○林政府委員 第二項ヲ削ルト云フ コトハ、ドウモ 實際上  
工合ガ惡カラウト思ヒマス、囑託ヲスルヤウナ場合ニモ、住  
所分明ナラヌ者モ無論アリマス、ソレカラ又氏名ノ分ラヌ  
者モアルノデアリマス、サウ云フヤウナ場合ニ、第二項ト同  
ジヤウニシテ置ク外ニ途ガ無イト考ヘマスガ、實ハ一寸  
御尋ノ趣意モ十分了解シ兼ネル位デアリマス

○横山(勝)委員 要スルニ九十八條ノ規定ニ依ッテ、九十七  
條ノ二項ノ規定ヲ、九十四條ノ四項ト、九十五條ノ二項ノ場  
合ニ準用スルト云フコトニナレバ、現ニ住所ガ分ッテ居ッテ  
モ、ソレカラ住所ヲ書カヌデモ宜、イト云フ結果ヲ、生ジヤセ  
ヌカト云フコトヲ虞レル、詰リ九十四條九十五條ノ規定ニ  
從ツテ轉屬ヲシタリ、嘱託ヲシタリ、人相書ヲ書ク場合ハ、九  
十五條ノ場合ハ別デアルガ、九十四條ノ場合ナドハ、當然分  
テ居ル場合ト見ナケレバナラヌデアルカラ、サウ云フ輕便  
ナ方法ニ依ッテナイデモ宜シカラウトストスウ云フデアリマ  
ス、詰リ私ノ心配スルノハ九十八條ノ規定ガアリマス、爲  
ニ、現ニ分ッテ居ル者モ、住所ヲ書カヌデモ宜、イト云フ結果  
ニナリハシナイカト思フノデアリマス、之ヲ準用ストアリ  
マスカラ……

○林政府委員 第九十七條ノ第二項ニハ「被告人ノ住所分  
明ナラナルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス」トアリマス  
ガ、此規定ヲ準用スルノデアリマスカラ、矢張住所ノ分明デ  
ナイ者ハ記載シナイデモ宜イト云フコトニナルノデ、記載  
セヌデモ宜イト云フコトニハ、準用ト云フ 文字ノ一般ノ意  
味カラ申シマシテモナラヌト信ジテ居リマス、サウ云フ意  
味合デアリマスカラ、御心配ノヤウナコトハ決シテ解釋上  
起ルマイト考ヘマス

○鶴澤委員長 第九十九條、第一百條——今日ハ百條迄ニシ  
テ置キマス、明日ハ午前中ダケデアリマスカラ、成ベク十時  
カラヤリタイト思ヒマス

○横山(勝)委員 成ベクデナシニ願ヒタ  
○鶴澤委員長 正確ナラバ尙ホ結構デス、正十時ト云フコ  
トニ致シマス、一十三日ハ十四日ハ休ミ、二十四日ハ普選ガ  
若シ無ケレバヤルコトニシタイト思ヒマス

午後五時三十三分散會